

# 建設業の現状

---

国土交通省 関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

# 建設産業をとりまく環境

---

## 建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

### 【災害の応急対応】

#### 東日本大震災

(一社)仙台建設業協会  
地震発生直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日18時には若林区にて道路啓開作業を開始。



#### 熊本地震

(一社)熊本県建設業協会  
地震発生直後より県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」に基づいて支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事

道路啓開(倒木・土砂の撤去)

### 【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速道路橋の落橋  
(2007年) (出典:MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋  
(2007年)

## 現下の建設産業の課題

### 【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

### 【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

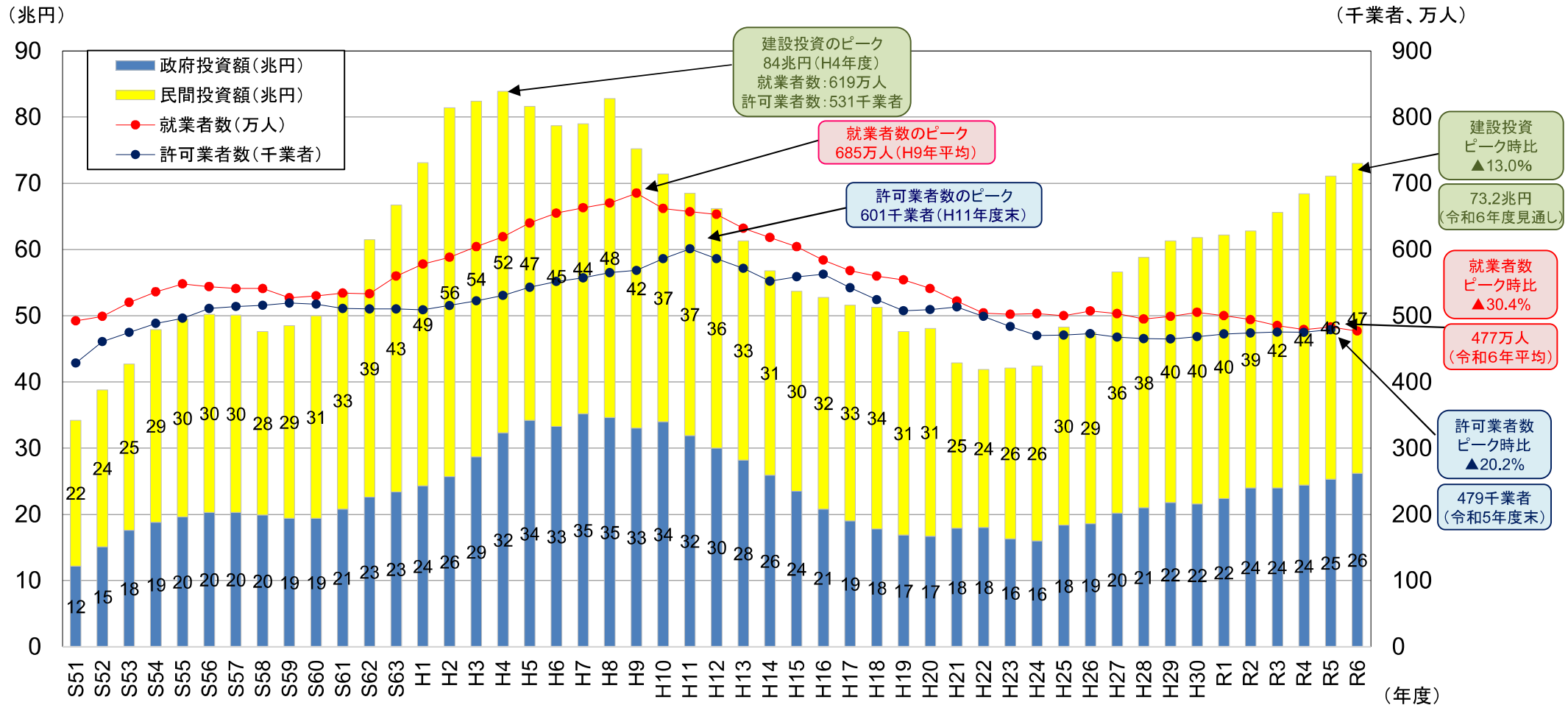
### 【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

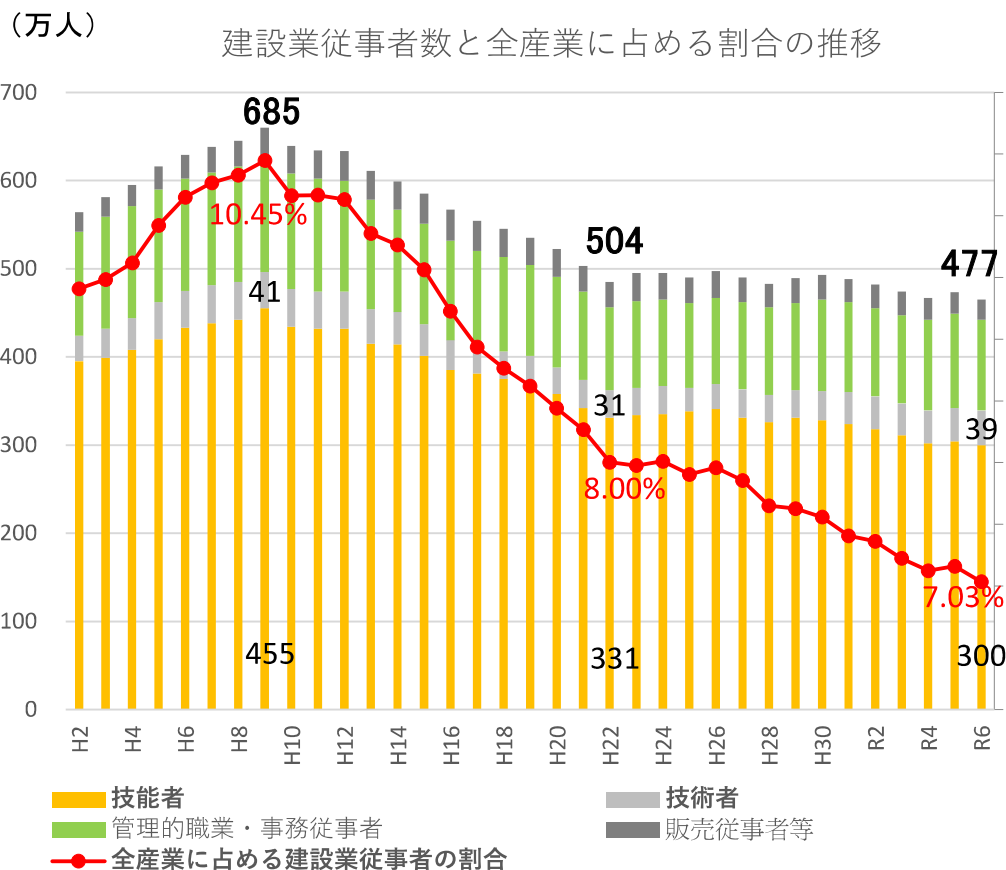
※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

## 技能者等の推移

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>  
 ○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)  
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)  
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

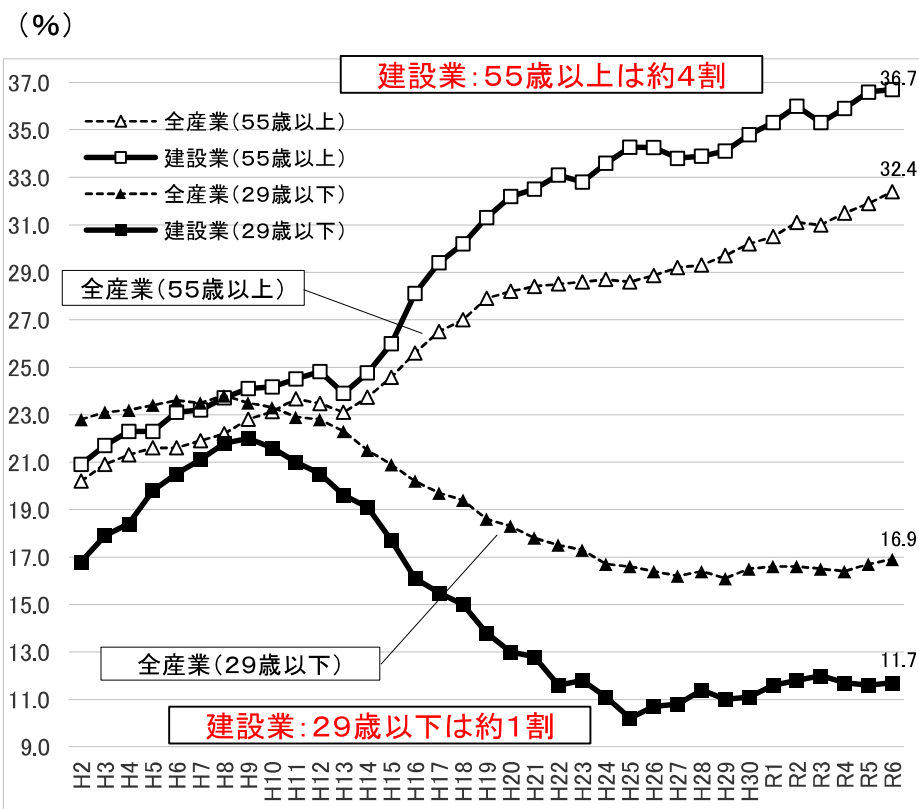


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

## 建設業就業者の高齢化の進行

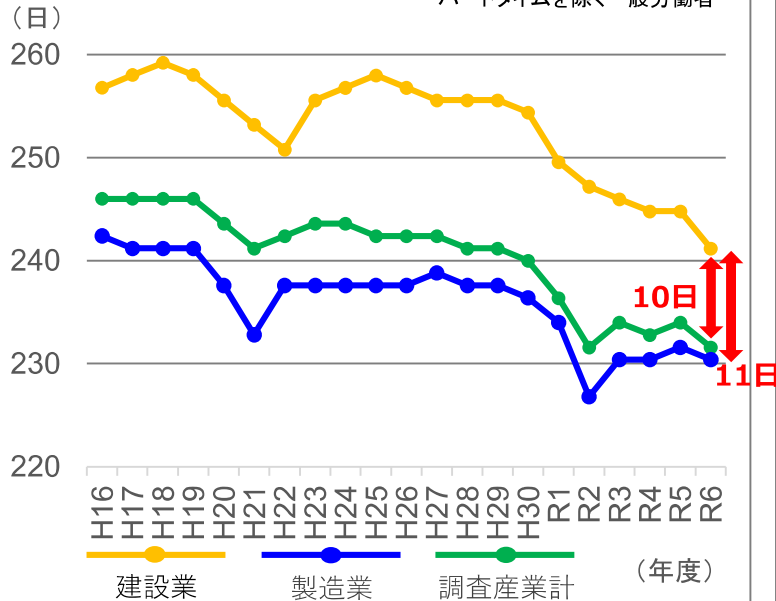
○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



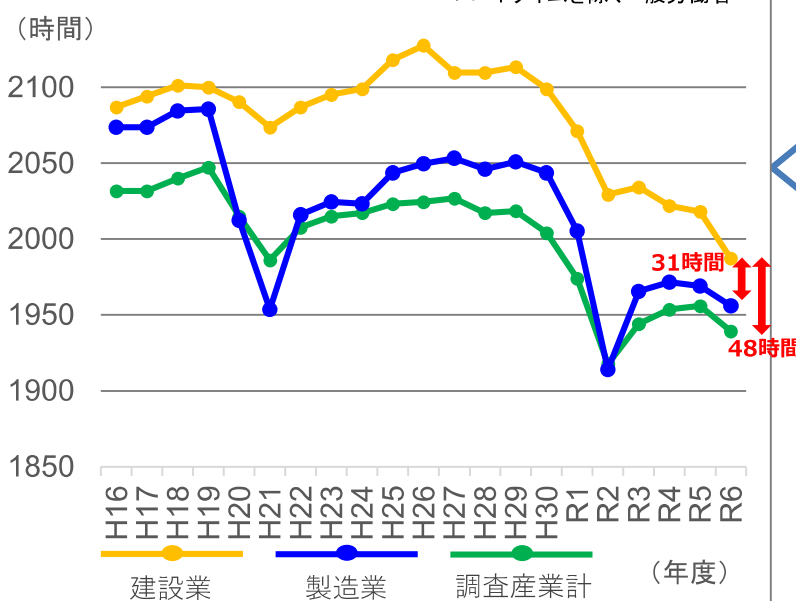
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

# 建設産業における働き方の現状

産業別年間出勤日数 ○厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者



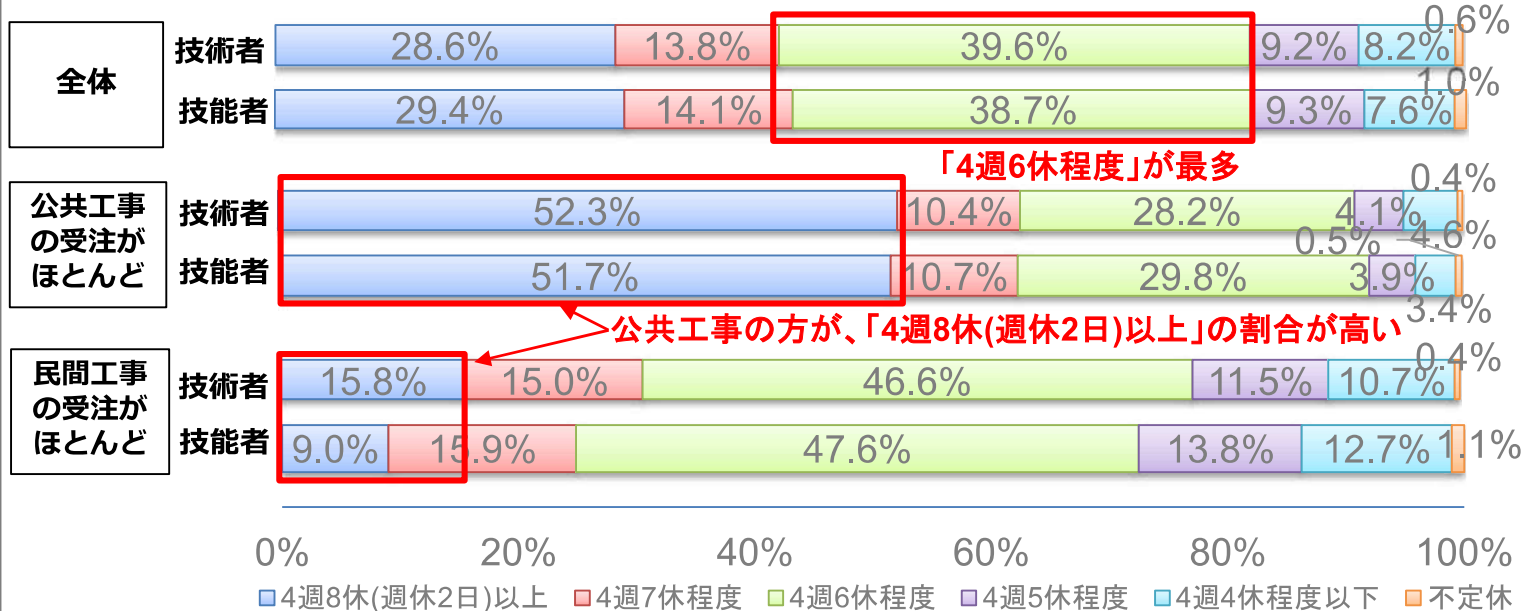
産業別年間実労働時間 ○厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

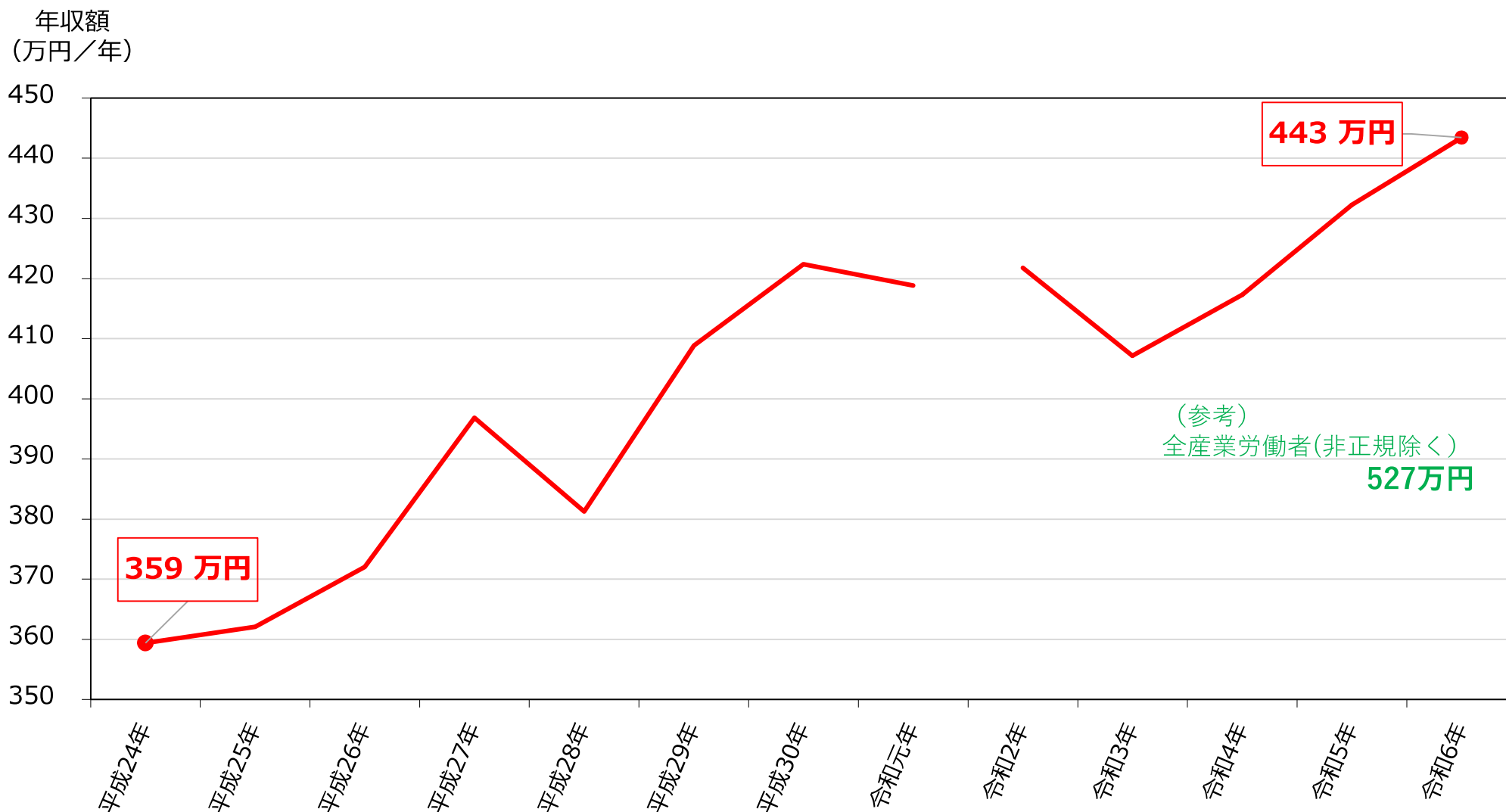
出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額 = 所定内給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

# 担い手3法改正(令和6年) <労務費に関する基準>

---

法律	許可行政庁		発注者			建設業者
	国土交通省	都道府県	国	地方公共団体	特殊法人等	
建設業法	適正な施工の確保 発注者保護 勧告・報告・資料提出 監督 等		建設業を営む者の資質の向上 発注者保護 建設業の健全な発達 経営事項審査制度 等			一括下請禁止 施工体制台帳作成 技術者制度 等
入契法	関係法令に関する知識の普及その他必要な措置		透明性の確保 公正な競争の促進 適正な施工の確保 不正行為の排除の徹底 ダンピング防止 (工期の適正化 施工時期の平準化 現場の処遇改善 生産性向上 持続可能な事業環境の確保 災害時連携 等)			内訳書の提出 施工体制台帳作成 等
品確法			現在及び将来の公共工事の品質確保 担い手の中長期的な育成・確保の促進 (適正な予定価格・工期設定 施工時期の平準化 適切な設計変更 生産性向上 災害時対応 多様な入札契約方式活用 等)			適正な請負金額・工期 生産性向上 労働環境の改善 等
会計法			入札・契約の 基本的な手続を規定 (収入 支出負担行為 及び支出 契約 等)			
地方自治法				入札・契約の 基本的な手続を規定 (会計 予算 収入 支出 決算 契約 等)		
特殊法人等 会計規則					入札・契約の手続 等	
官製談合 防止法			改善措置要求 職員への損害賠償請求 職員に係る懲戒事由調査 関係行政機関の連携協力 等			

# 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
**担い手確保**・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

議員立法

## 公共工事品質確保法等の改正

政府提出

## 建設業法・公共工事入札適正化法の改正

担い手確保

処遇改善

- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- 能力に応じた処遇
- 多様な人材の雇用管理の改善

価格転嫁  
(労務費への  
 しわ寄せ防止)

- スライド条項の適切な活用（変更契約）

働き方改革  
 ・環境整備

- 休日確保の促進
- 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による処遇確保

- 資材高騰分等の転嫁円滑化
  - 契約書記載事項
  - 受注者の申出、誠実協議

- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化

生産性向上

- ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進

- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

地域における  
 対応力強化

地域建設業等の維持

- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）

公共発注体制強化

- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

(参考)

### ◇公共工事品質確保法等の改正

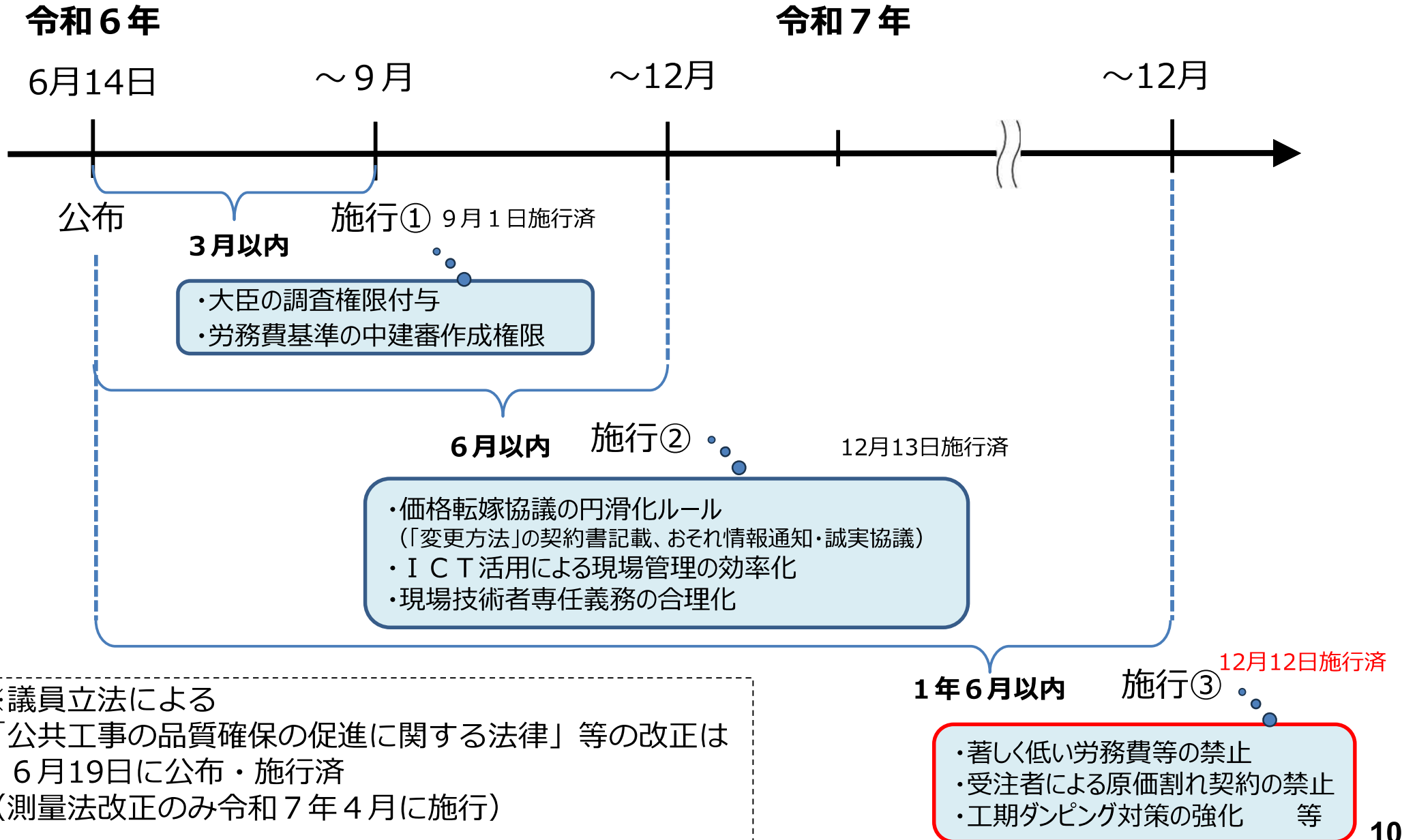
- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
- ・誘導的手法（理念、責務規定）

### ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
- ・規制的手法など

# 施行時期について(建設業法・入契法)

## 建設業法・入契法

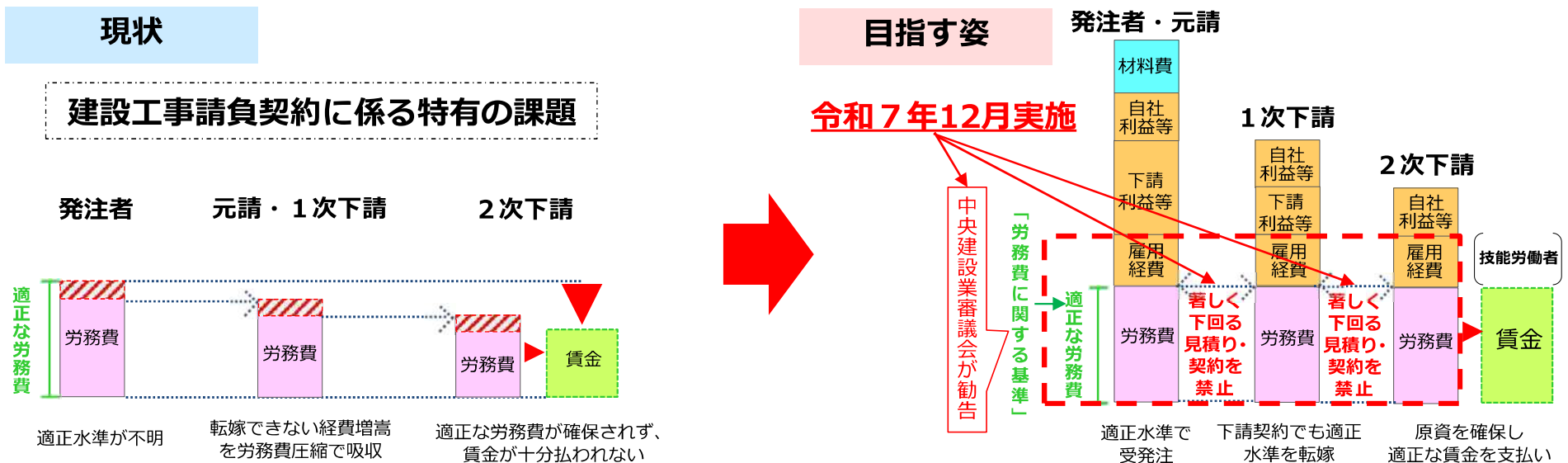


# 技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法20条、19条の3）し、**違反した業者は指導・監督**（同法28条）、**発注者は勧告・公表**（同法20条）の対象。

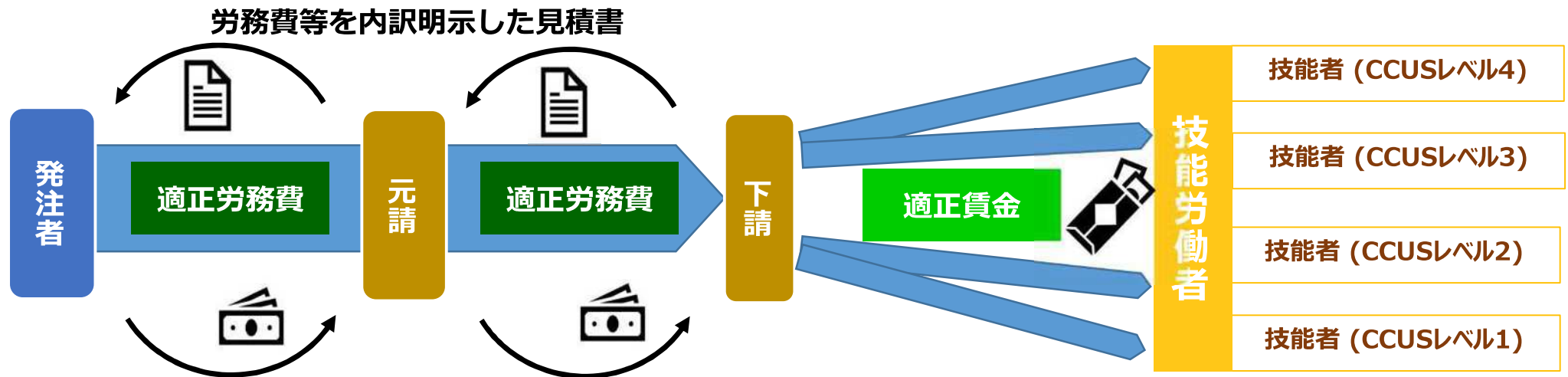
これらの措置により、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能者の賃金として支払われる**ようにする。

## 労務費確保のイメージ



# 労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて **適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の **技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した  
見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等  
を通じ見積書における労務費等  
の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする  
企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する  
優良事業者が見える化・  
優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度  
の導入

請負契約の注文者が、受注者  
の適正な労務費・賃金支払い  
を確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収  
の支払い

技能者の技能・経験に応じた  
設計労務単価水準の賃金として  
CCUSレベル別年収を推進

- 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

### 中長期的に目指すべき将来像

契約段階(入口)において  
適正な労務費を確保

- 公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

支払い段階(出口)において  
適正な労務費・賃金を確保

- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
- 公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

### 実効性確保策

#### 入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化

- ・ 応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

#### 公共発注者による労務費ダンピング調査の実施

- ・ 公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

#### コミットメント制度の導入

- ・ 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。  
→ 請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「**コミットメント制度**」とする)を標準請負契約約款に導入  
→ 任意の制度としつつ、活用を推奨する。

#### 賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

- ・ 公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応募者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

### (入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

### (各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第五号)

### (適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

# 公共工事における入札金額の内訳の提出

- 現行、公共工事の入札時に応募者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)  
 ※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容.....	4
2-2 内訳書の様式(例).....	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	21
3-1 背景.....	21
3-2 実施方法.....	22
3-3 「一定水準」の設定方法.....	30
3-4 理由の確認.....	31
3-5 建設Gメン通報.....	35
3-6 調査例.....	38
4. Q&A.....	48
4-1 労務費ダンピング調査の概要について.....	48
4-2 労務費ダンピング調査の方法について.....	49
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について.....	51
4-4 労務費の基準について.....	52
5. 参考資料等.....	54
5-1 公共工事設計労務単価.....	54
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	62
5-3 その他の係数.....	65

【現行の入札金額の内訳の例】

工事名		〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工種等	金額(円)	
道路改良	A	
土工	a	
法面工	b	
擁壁工	c	
舗工	d	
直接工事費	A (a+b+c+d)	
共通仮設費計	B	
現場管理費	C	
一般管理費等	D	
工事価格	A + B + C + D	

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】

工事名		〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工種等	金額(円)	
道路改良	A	
土工	a	
法面工	b	
擁壁工	c	
舗工	d	
直接工事費	A (a+b+c+d)	
うち材料費		
うち労務費		
共通仮設費	B	
現場管理費	C	
うち法定福利費の事業主負担額(※1)		
うち建退共制度の掛金		
一般管理費等	D	
工事価格	A+B+C+D	
うち安全衛生経費(※2)		

※1 職能別の割合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」  
 ※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

※土木工事、建築工事、小規模工事(土木・建築)の様式例をガイドラインに掲載

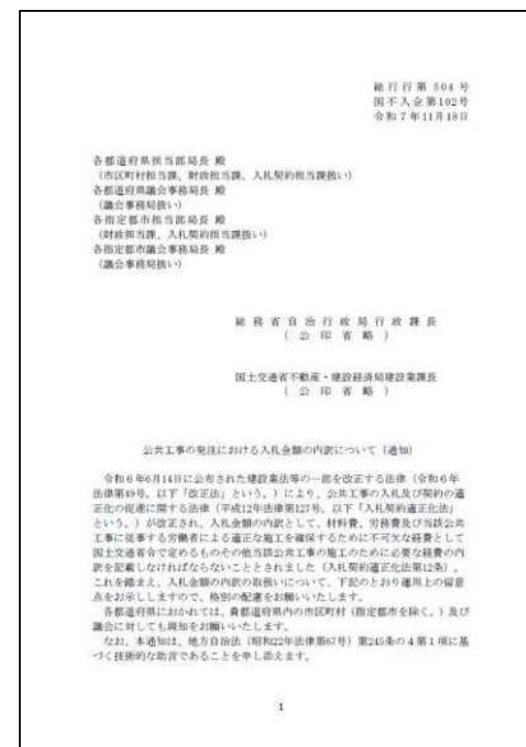
工事名		〇〇〇〇工事		代数量 長尺	
工事区分・工種・種別・種別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
擁壁工		式	1		
法面		m <sup>2</sup>	10.000		
...					
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費(除却上)		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

※1 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を要するものである。  
 ※2 表注が掲げる本工事の数量超過後の工種、種別、種別に対応して単位、数量、金額を記入するものとする。

- 入札金額の内訳について、運用上の留意点を各公共発注者に通知(令和7年11月18日付け)。
- 土木工事・建築工事の様式例を添付。

1. 内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないため、これらを反映した様式を事業者等に示すなど、発注者は適切な対応を行うことが求められること。
2. 様式の見直しに時間を要するなどの場合においては、改正法により新たに明示することとなった費用について、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えないこと。
3. 改正法により新たに明示することとなった費用の提出・確認については、令和7年12月12日から施行されるが、施行の際現に入札に付されている公共工事については、柔軟な対応を行うことは差し支えないこと。

※通知から引用(一部補足)



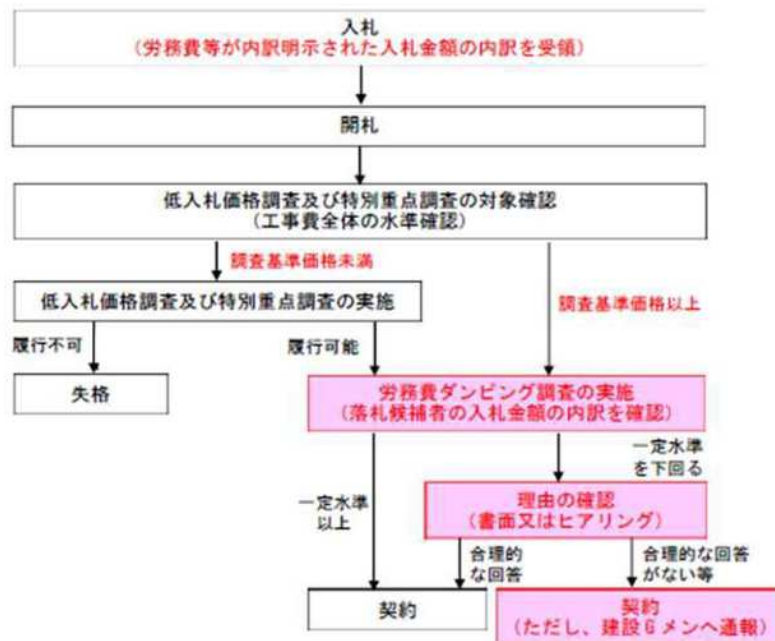
### 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則 (適正な施工を確保するために不可欠な経費)

- 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。
- 一 **法定福利費**(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
  - 二 **安全衛生経費**(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
  - 三 **建設業退職金共済契約**(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)**に係る掛金**

# 労務費ダンピング調査の実施

- 入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上か、確認を行い「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等にてその理由の確認を行う。
- 「一定水準」は、直接工事費(官積算額)に係数(※)を乗じて設定する。(※ 係数は中央公契連モデルで使用されている97%を基本とする。)

労務費ダンピング調査の一例  
(低入札価格調査制度の場合)  
※最低制限価格制度も同様フローあり



※なお、施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。

## 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

- 低入等で原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体もある。
- 各公共発注者は、低入等を行う対象工事の拡大(原則適用額の引き下げ)等、適切に取り組みを求めるが、実務上直ちに対象工事の拡大が困難とも想定される。



よって、少なくとも実施すべき労務費(直接工事費)部分の確認方法として、低入及び最低制限に該当しない場合は、予定価格以下、かつ最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となるため、この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

- 「労務費ダンピング調査」で「一定水準」を下回った場合、発注者から落札候補者に対して、「一定水準」を下回った理由の確認を行う。(理由書の例、参照)
- 合理的な回答が得られなかった場合の対応として、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」等の注意喚起・警告を原則として書面等で行ったうえで、建設Gメンへ通報する。

## 【理由書(例)】

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

**理 由 書**

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

①合理的な回答(例)

- 一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- 発注者が想定している工法とは異なる工法(もしくは新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- 過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- 下請けからの見積りが材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

等

②合理的ではない回答(例)

- 下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- 最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- 下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- 根拠なく概算で算出した。

等

## 【合理的な回答が得られなかった場合の対応】

令和 年 月 日

(株) 〇〇建設  
代表取締役 社長 〇〇 〇〇殿

〇〇県〇〇市 〇〇〇長

**労務費ダンピング調査の結果に基づく要請**

「〇〇工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費(労務費)が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

# 建設工事標準請負契約約款におけるコミットメント条項の新設

## 経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

### ◆労務費に関する基準(抄)

#### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

#### (3)支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

#### ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

## 改正内容

- 受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者  
に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の  
提出を求めることができる規定を導入【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の  
導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など  
個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できる  
ところから活用を推奨

# コミットメント条項について(ポイント)

## (1)コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

## (2)コミットメントする(約束する)内容について

- ① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
- ② **適正な労務費**を下請事業者に支払う
- ③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
- ④ ①～③について、**注文者の求めに対して**、関係書類(※)を提出する(**情報開示**する)

※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

## (3)コミットメント条項の導入について

- ・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)
- ・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択
  - (A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)
  - (B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)
- ・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、導入可能なところからの活用を推奨

## (参考)改正後条文:公共約款(条文(A)(B))

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
  - 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
  - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。)に支払うものとする。
  - 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
    - イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
    - ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。)に支払うこと。
    - ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
      - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

[注]第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
  - 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
  - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
  - 一 前項第一号の支払に関する書面
  - 二 前項第二号の支払に関する書面

[注]第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注]第三条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

## 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進状況 について

東京都建設工事従事者の安全と健康を確保する推進会議



東京労働局労働基準部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、「Safe Work TOKYO」の下、

**トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」**を



ロゴマーク

キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

## アウトプット指標

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの

## アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害： とともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害： とともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

アウトカム指標（期待される結果）

### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高齢労働者への労働災害防止対策の推進

転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。  
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。  
社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。  
60歳以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

### ○業種別の労働災害防止対策の推進

建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。  
~~時給1000円未満の事業者における死傷者数を2022年と比較して2027年までに50%以上減少させる。~~

トップによる安全衛生方針の発信をお願いします！！

設定した指標を達成するため、適宜、検証を行っていきます

建設業における死亡者数を2022年と比較して  
2027年までに15%以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

基本的考え方

- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大  
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策  
⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進  
⇒ “SafeWorkTOKYO” のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・ 社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・ 転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・ 骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・ 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などの研究結果の周知
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知
- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・ 事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント（RA）に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・ 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

- ・ RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知

- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・ 日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・ 熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症 予防基本対策要綱」の周知・指導

# 職場環境改善に向けた取組

## ■ 労働災害防止対策の推進

### 1. 第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）

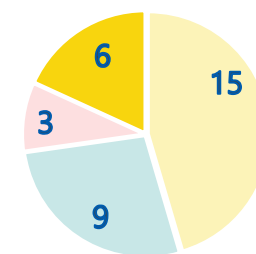
計画のねらい	<p>すべての国民が「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、</p> <p style="text-align: center;"><b>トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」</b></p> <p>をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進する。</p>																								
目標	<p>※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり</p> <p>◎死亡災害 ◎休業4日以上死傷災害 } <b>ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2022年</th> <th>2022年の5%減少</th> <th>2023年</th> <th>2024年</th> <th>2025年</th> <th>2026年</th> <th>2027年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全業種</td> <td>55</td> <td>死亡目標値</td> <td>54</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,802</td> <td>死傷目標値</td> <td>10,693</td> <td>10,585</td> <td>10,477</td> <td>10,369</td> <td>10,261</td> </tr> </tbody> </table>		2022年	2022年の5%減少	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	全業種	55	死亡目標値	54	53	53	52	52		10,802	死傷目標値	10,693	10,585	10,477	10,369	10,261
	2022年	2022年の5%減少	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年																		
全業種	55	死亡目標値	54	53	53	52	52																		
	10,802	死傷目標値	10,693	10,585	10,477	10,369	10,261																		



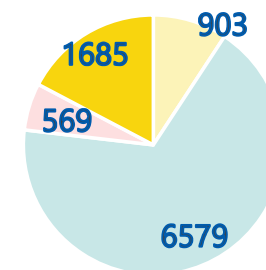
### 業種別労働災害発生状況

令和7年12月末現在

【死亡災害】



【死傷災害】



### 2. 第14次東京労働局労働災害防止計画 3年度目における対策

#### (1) 労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）

##### 【昨年（令和6年）】

- ・死亡者数**34人**、14次防の目標（53人以下）を下回った。
- ・休業4日以上の死傷者数は**11,403人**。14次防の目標（10,585人以下）を818人上回った。

##### 【本年（令和7年）：12月末日現在】

- ・死亡者数**33人**、前年同期に比べて4人増加。
- ・休業4日以上の死傷者数は**9,789人**、前年同期比331人減少（3.2%減少）。
- ・業種別では、
  - ①**建設業** 死亡者数：15人(前年同期比4人増加)(うち墜落・転落が6人)、死傷者数：903人(前年同期比22人減少)
  - ②**第三次産業** 死亡者数：9人(前年同期3人減少)(うち商業2人、社会福祉施設1人、飲食店1人、その他の三次産業5人)、死傷者数：6,579人(前年同期比249人減少)
  - ③**陸上貨物運送事業** 死亡者数：2人(前年同期比1人減少)、死傷者数：968人(前年同期比12人減少)
- ・死傷者数のうち、50歳以上が54.6%、60歳以上が28.9%を占めている。  
うち50歳以上の事故の型別では、**転倒38.7%**、動作の反動・無理な動作16.0%、墜落・転落14.1%の順。  
同じく60歳以上の事故の型別では、**転倒45.6%**、墜落・転落14.2%、動作の反動・無理な動作12.9%の順。

# 職場環境改善に向けた取組

## ■ 労働災害防止対策の推進

### (2) 熱中症予防対策

- ・ 労働基準部長による熱中症予防対策パトロールを実施
- ・ 職場における熱中症予防対策会議の開催、関係団体に文書要請
- ・ 大手建設事業者連絡会議において、建設業事業者に文書要請
- ・ 東京労働局公式X、YouTube動画等を活用した周知
- ・ 情報発信資料「Cool Work TOKYO（7月号、9月号及び10月号）」を活用した周知
- ・ 「Cool Work TOKYO」ロゴマークシールの活用
- ・ ポスター・リーフレット等を活用した周知

### (3) 労働災害防止対策の徹底

#### ● 建設業

#### ① 労働災害防止に向けた各関係団体等との連絡会議

- ・ 大手建設事業者（22社24事業場）のガバナンスを活用した連絡会議において、建設現場の**安全衛生管理の徹底を要請**（5月12日）
- ・ 建設工事関係者（**公共工事発注機関等**）との連絡会議において、**適正な工事発注条件に関して要請**（5月21日）

#### ② 全国安全週間(準備期間を含む)の取組(6月、7月)

- ・ 労働局長による大規模建設現場パトロール、監督署における**集中的な現場指導(696現場)**等を実施。  
＜集中的な現場指導結果(実施期間：6月2日から6月30日)＞
  - ◎ 指導を実施した都内696の建設工事現場のうち、**428現場(61.5%)で違反あり**
  - ◎ **元請事業者の安全衛生管理(305現場、違反率71.3%)**、墜落・転落防止(255現場、違反率59.6%)

#### ③ 建設業の死亡災害増加に係る緊急要請

- ・ 建設業における死亡者数が7月25日時点で前年の同じ時期の3件と比べ約3倍となったため、建設関係団体等に緊急要請。



熱中症パトロール



YouTube動画(8分)



要請文書の交付



Cool Work TOKYO



ポスター



リーフレット



ロゴマークシール



労働局長による大規模建設現場パトロール

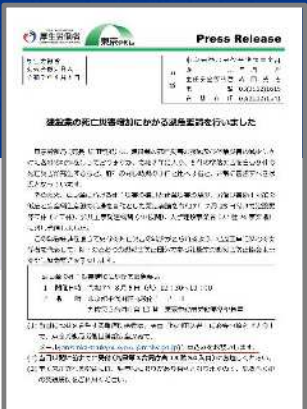
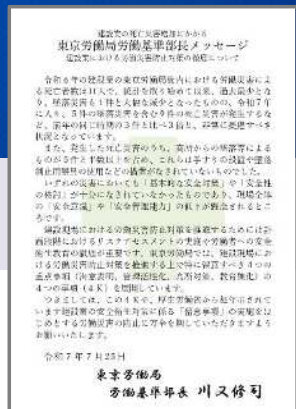
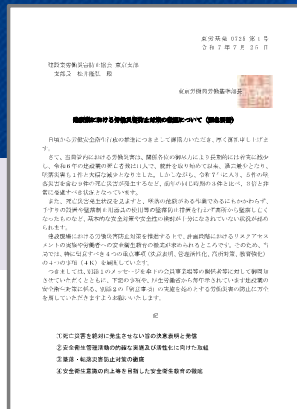
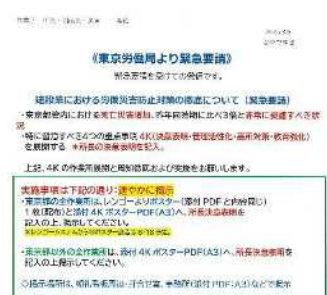


建設業緊急要請文書の手交

# 建設業の災害増加に係る緊急要請について

東京労働局において、死亡災害が多く発生したことを受け、労働災害防止対策の徹底に係る緊急要請を同日付で建設関係団体（7団体）、公共工事発注機関（20機関）、大手建設事業者（22社24事業場）に対し発信し、災害防止団体のホームページや会員事業場へのメール発信、発注者による直轄工事への注意喚起の他、建設工事を施工する大手建設事業者からは以下の様な安全衛生部署を通じた周知指導が図られたことを確認した

- 建設店社事務連絡による書面の発行やメールの送信
  - 工事関係者延べ約2,700名に発行・要請
- 工事関係業者（関係請負人等の協力会社）、支店施工系管理職、現場責任者(所長・副所長)などが集まる会議、災害防止協議会などにおいて周知指導
  - 会議参加企業延べ386社、延べ20回の会議体で周知
- 自社の施工する工事現場に周知
  - 延べ1176工事現場に周知指導を実施
  - オリジナルポスターやのぼり等の掲示物を作成し現場に掲示
  - 建設店社のパトロール時に周知状況を確認



# 職場環境改善に向けた取組

## ■ 労働災害防止対策の推進

### ● 第三次産業

#### ① TOKYO SAFE協議会の開催

・ 転倒・腰痛等、職場における労働者の作業行動に起因する労働災害（いわゆる行動災害）が特に増加している「**小売業**」及び「**介護施設**」について、管内のリーディングカンパニー、業界団体、地方公共団体等を構成員とする協議会を実施した。

TOKYO小売業SAFE協議会では、企業の健康経営支援等を行う事業者協力のもと、「**高齢労働者の転倒災害防止を踏まえた体力測定及び運動プログラム**」の実施状況について体験と視察を行った。TOKYO介護施設SAFE協議会では、構成員協力のもと、「**ノーリフトケア関連福祉用具について実演**等を行った。

#### ② その他の取組

- ・ 高齢労働者の労働災害には、加齢による身体能力の低下による転倒等が多く発生していることから、それらを防止するためリーフレット「ヘルシーボディを目指しましょう！」を作成し、広く周知した。
- ・ 動画の作成による周知、広報（東京労働局公式HP、ユーチューブチャンネル、X（旧twitter））等の活用



TOKYO小売業SAFE協議会  
(脚筋の強化の運動)



TOKYO介護施設SAFE協議会  
(ノーリフトケア関連福祉用具の実演)



リーフレット「ヘルシーボディを目指しましょう！」



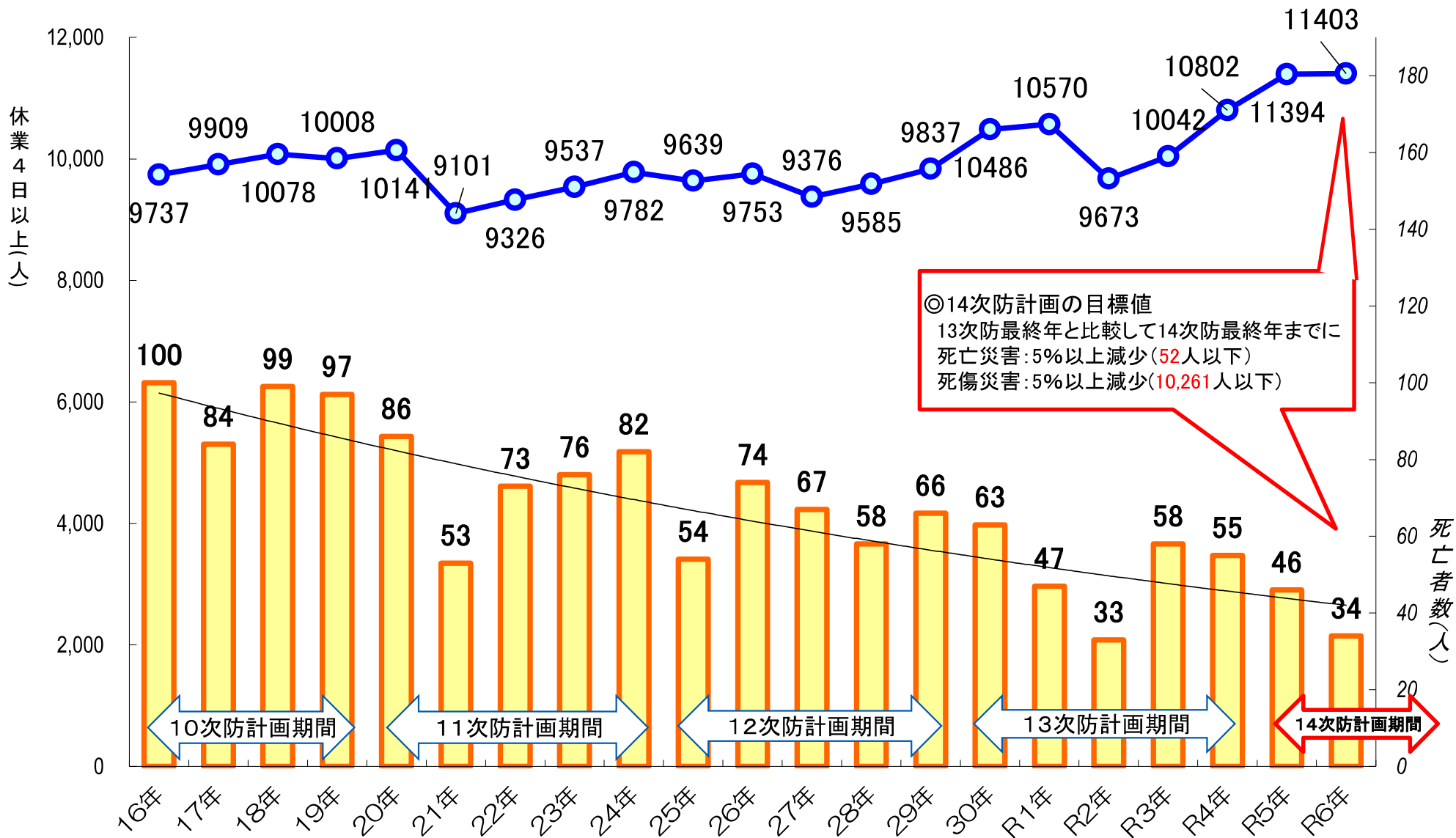
ショート動画（転倒災害、墜落災害）

## 下半期の取組

- 集中的な取組  
繁忙期となる年末年始を含む12/1～1/31を、「**年末・年始Safe Work推進強調期間**」と設定し、各種取組を実施する。
- 業種別の労働災害防止対策
  - (1) 建設業  
労働局長パトロール（12月）、監督署による集中的現場指導（12月）等を実施する。
  - (2) 第三次産業  
転倒・腰痛等災害防止に向け、「**TOKYO SAFE協議会**」を活用する。  
小売業、介護施設に対する啓発資料を東京労働局の管内事業場に水平展開を行う。
  - (3) 陸上貨物運送事業  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、労働災害防止講習会等を実施する。
- 高齢労働者の労働災害防止対策  
**エイジフレンドリーガイドライン**の周知を行う。

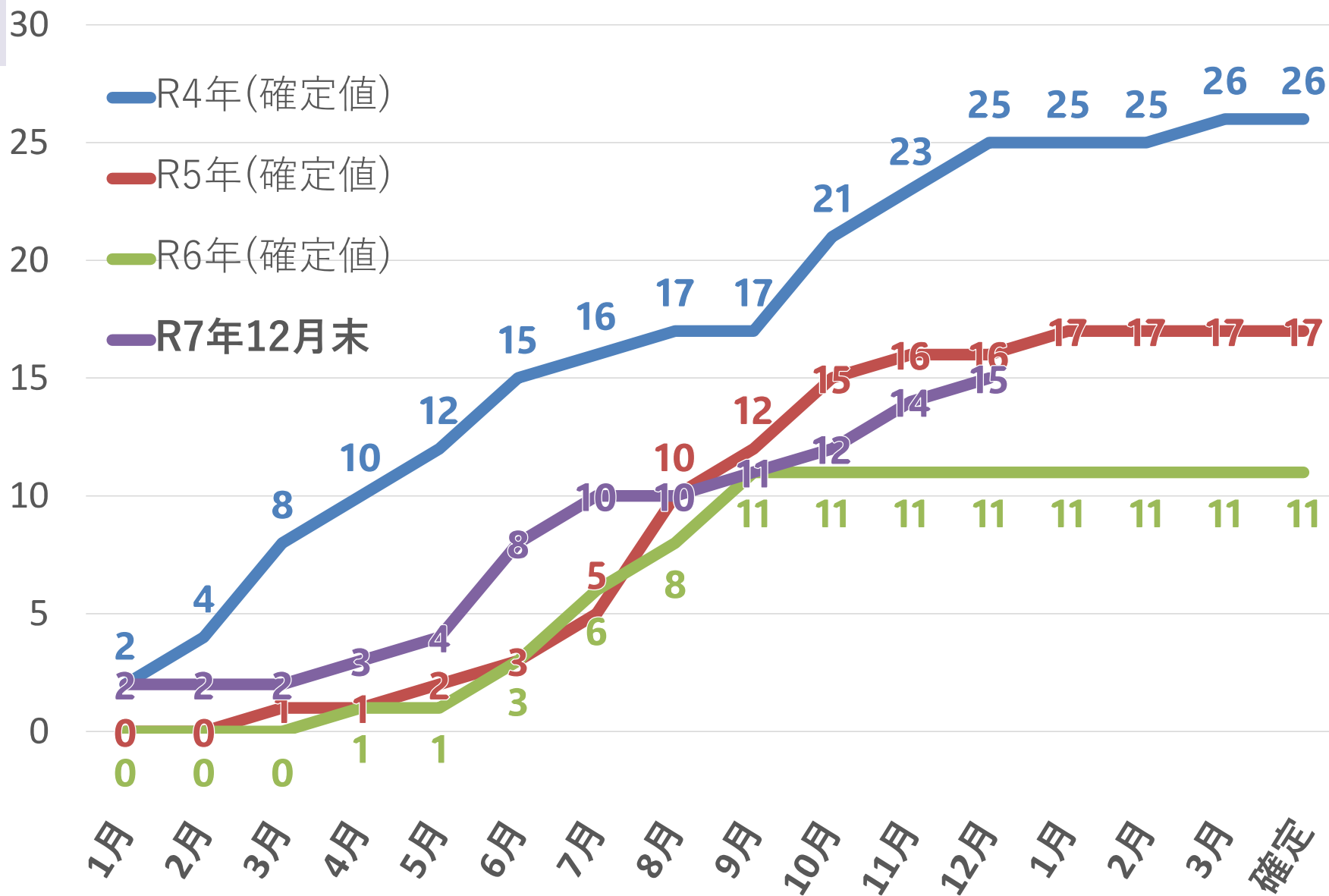


# 東京労働局管内の労働災害の推移（全産業）

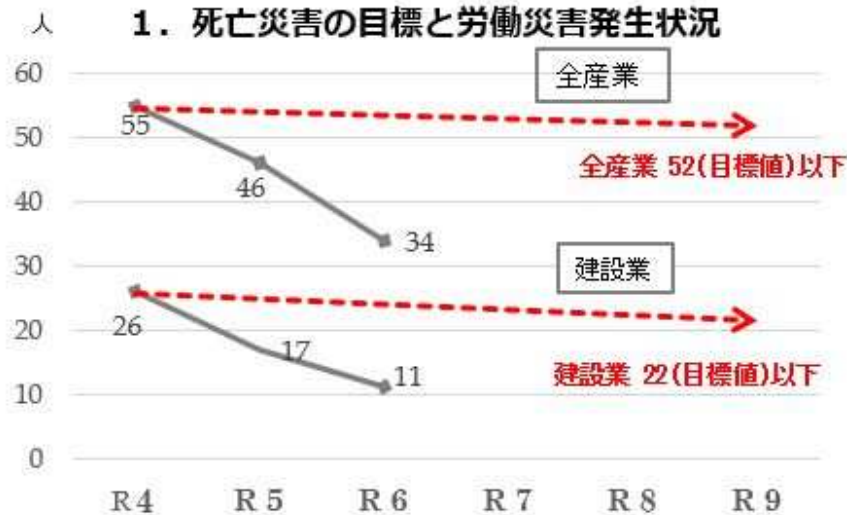


※ 新型コロナウイルス感染症によるものを除く(次ページ以降も同様)

# 死亡災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (令和7年12月末現在)



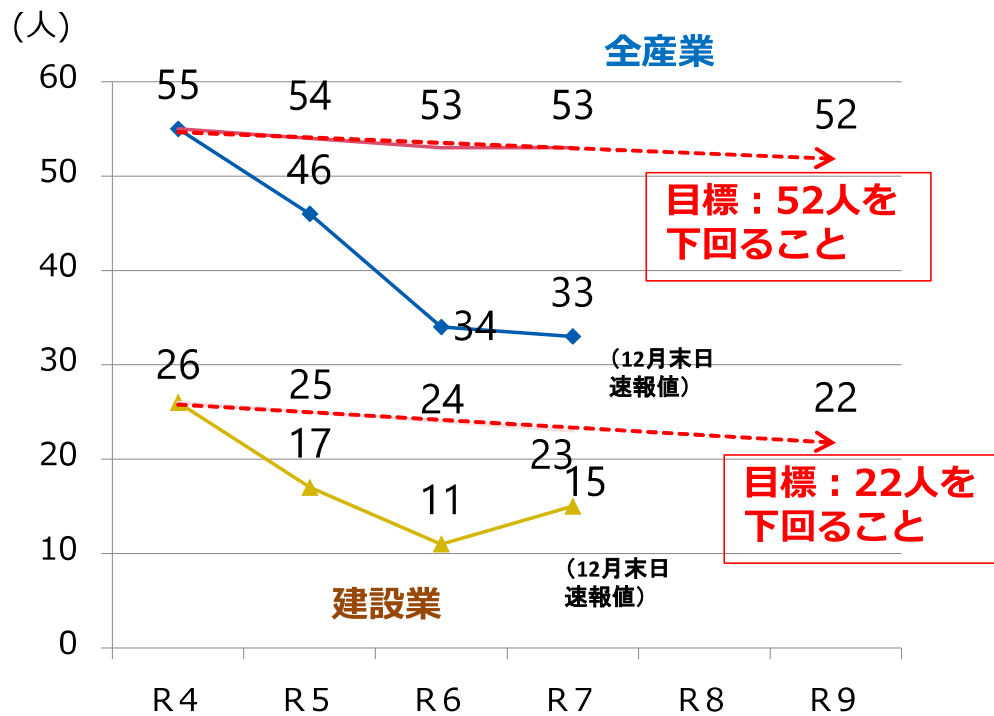
# 14次防計画の目標と労働災害発生状況



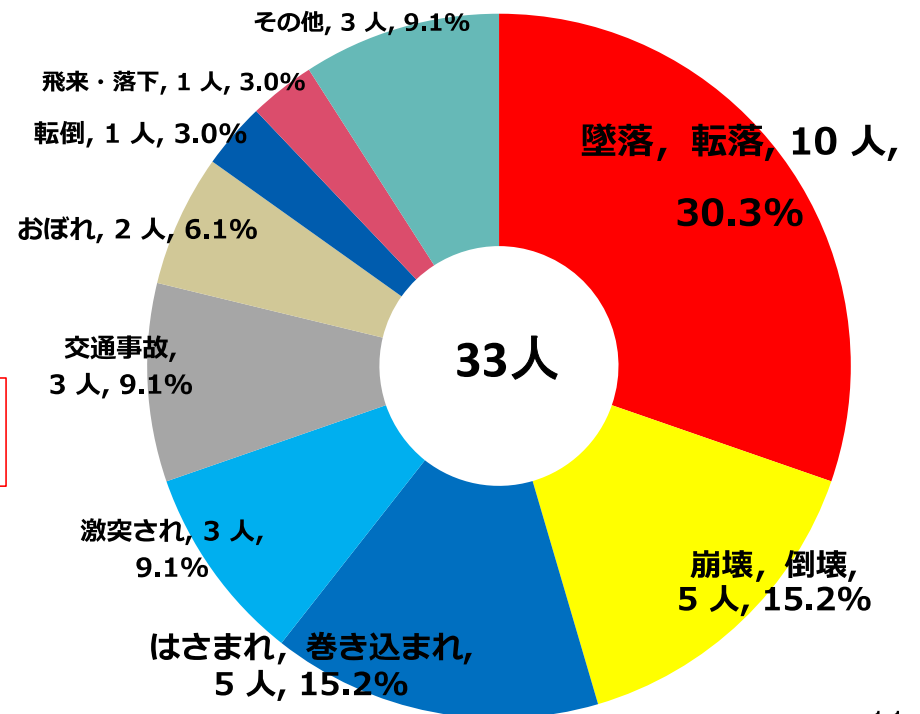
# 第14次防計画の推進状況①

- 令和7年12月末日時点の**死亡者数**は33人（前年同期に比べ4人増加）、うち建設業は15人と全体の約45%を占めている。
- 事故の型別では墜落、転落（10人、30%）、次いで崩壊、倒壊（5人、15%）、はさまれ、巻き込まれ（5人、15%）、激突され（3人、9%）、交通事故（3人、9%）となっている。

### 死亡災害発生状況の推移



### 事故の型別・死亡災害発生状況 （令和7年12月末日時点の速報値）



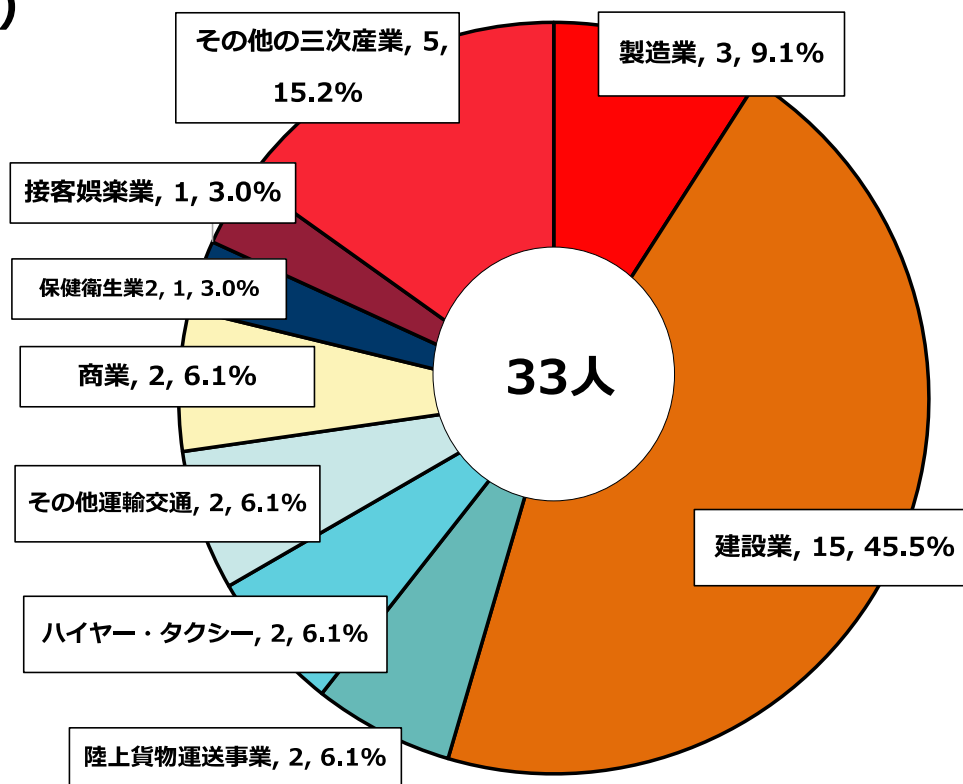
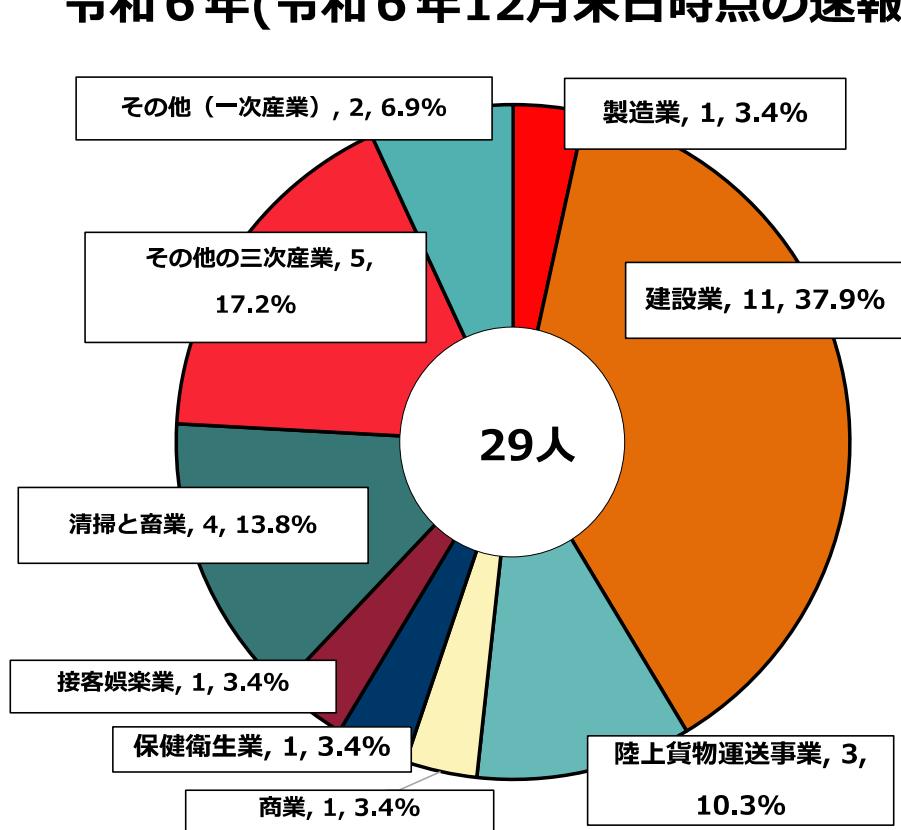


# 業種別（死亡災害）（令和7年12月末日時点）

- ・令和7年12月末日時点の死亡者数は33人で、前年同期に比べ4人増加となっている。
- ・そのうち建設業は、15人で、前年同期+4人、36.4%増加となっており、業種別で最も多く占めている。

令和7年(令和7年12月末日時点の速報値)

令和6年(令和6年12月末日時点の速報値)

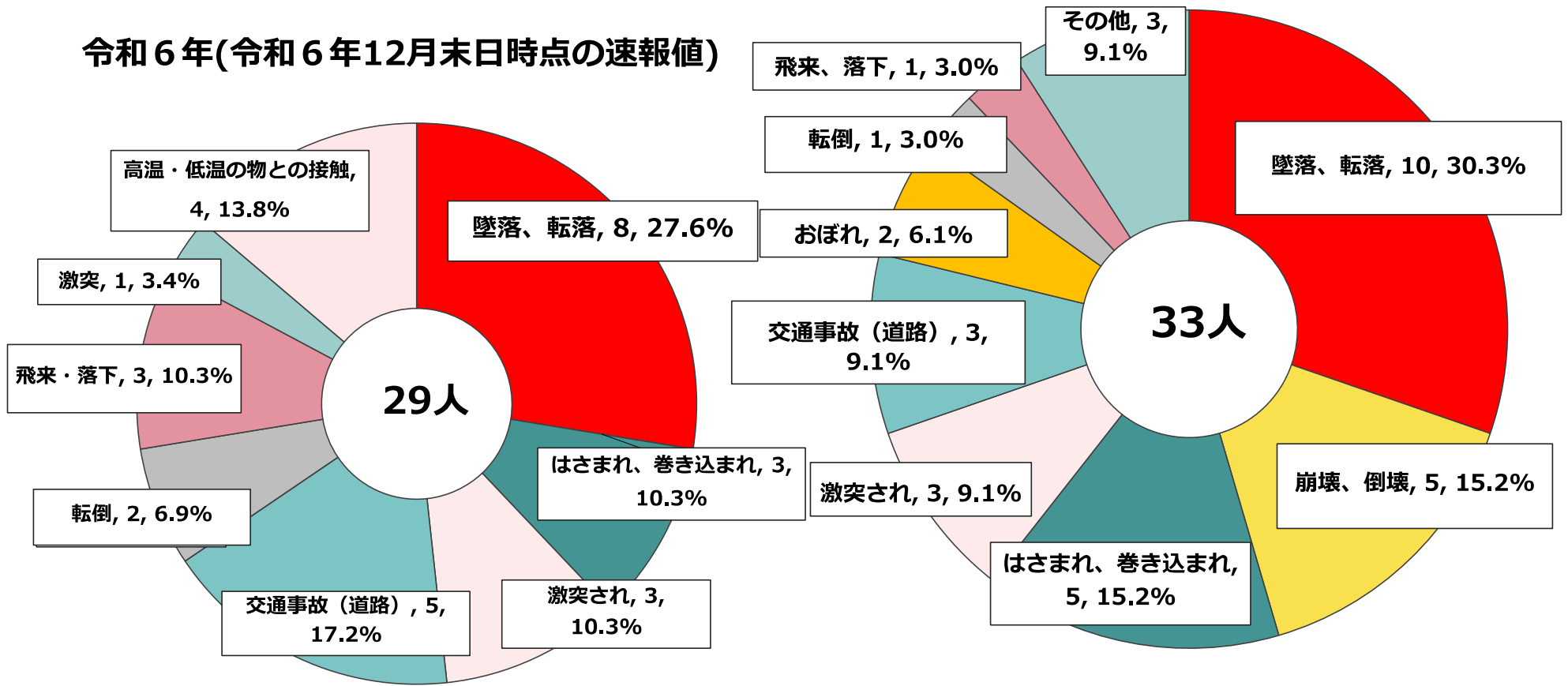


# 事故の型別（死亡災害）（令和7年12月末日時点）

・墜落・転落によるものが最も多くを占めている。

令和7年(令和7年12月末日時点の速報値)

令和6年(令和6年12月末日時点の速報値)



出典：死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く。）

# 死亡災害事例（令和7年12月末時点）

## 製造業（3人）

- ・はさまれ，巻き込まれ
  - ・せり上げ装置の油圧シリンダーの修理作業中、搬器が下降し、パンタグラフ部分に胸部を挟まれたもの。  
など

## 建設業（15人）

- ・墜落，転落
  - ・エレベーターシャフト付近で鉄板敷きの準備を行っていたところ、開口部から墜落したもの。
  - ・休憩時間に、掘削のり面を歩行していたところ、掘削底面まで墜落したもの。
- ・倒壊，崩壊
  - ・下水道管の入替工事において、深さ約3.9mの掘削した開削部に立ち入った際、側面の土砂が崩壊したもの。
- ・はさまれ，巻き込まれ
  - ・貨物自動車2台を縦列駐車させて駐車し、そのうちの1台がドラグショベルの押されて前進したため、貨物自動車の間にいた被災者が挟まれたもの。

など

## 運輸業（貨物取扱業含む）（6人）

- ・墜落，転落
  - ・荷卸しを終えた後、荷台から降りようとしたところ、運転手が貨物自動車を発進させたため、荷台から墜落したもの。
- ・激突され
  - ・港湾作業において荷積み作業を行うために移動していたところ、フォークリフトに轢かれたもの。

など

## 第三次産業（9人）

### <飲食店>

- ・グリストラップの清掃作業を行っていたところ、頭からグリストラップ内に落ち、窒息死したもの。

### <その他の事業>

- ・ホームセンターで棚の上で作業を終えた後、棚から降りるために脚立に足を掛けようとして踏み外し墜落したもの。
- ・仮眠場所として間借りしていた消防施設内の2階通路開口部から1階床まで約6メートル墜落したもの。

など

## 第14次東京労働局労働災害防止計画（計画目標等）

### 【計画期間】

- 2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5か年

### 【重点業種】

- 死亡災害：建設業、陸上貨物運送事業、製造業、ビルメンテナンス業
- 休業4日以上の死傷災害：製造業、建設業、小売業、社会福祉施設、飲食店、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業

### 【アウトプット指標】

- 高齢労働者への労働災害防止対策
  - ・ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上
  - ・ 小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上
  - ・ 社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加
  - ・ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基発0316第1号）に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（ハード・ソフトからの両面）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上
- 業種別の労働災害防止対策
  - ・ **墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上**
  - ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上
  - ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上

### 【アウトカム指標】

- 高齢労働者への労働災害防止対策
  - ・ 転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少
  - ・ 転倒災害による平均休業見込日数を2027年までに40日以下
  - ・ 社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少
  - ・ 60歳代以上の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少
- 業種別の労働災害防止対策
  - ・ **建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少**
  - ・ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少
  - ・ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少

### 【目標】

- 死亡災害については、令和4年（55名）と比較して令和9年までに5%以上減少（52名以下）
- 休業4日以上の死傷者数については、令和4年（10,802名）と比較して令和9年までに5%以上減少（10,261名以下）  
（参考：年当たりの目標相当数値（等差減少））

	令和4年	令和5年	確定値	令和6年	確定値	令和7年	速報値	令和8年	令和9年
死亡者数	55	54以下	46	53以下	34	53以下	33	52以下	52以下
休業4日以上の死傷者数	10,802	10,693以下	11,394	10,585以下	11,403	10,477以下	9,789	10,369以下	10,261以下

# アウトプット指標・アウトカム指標の達成状況（令和6年（度）自主点検結果・統計集計結果）

## 【アウトプット指標】

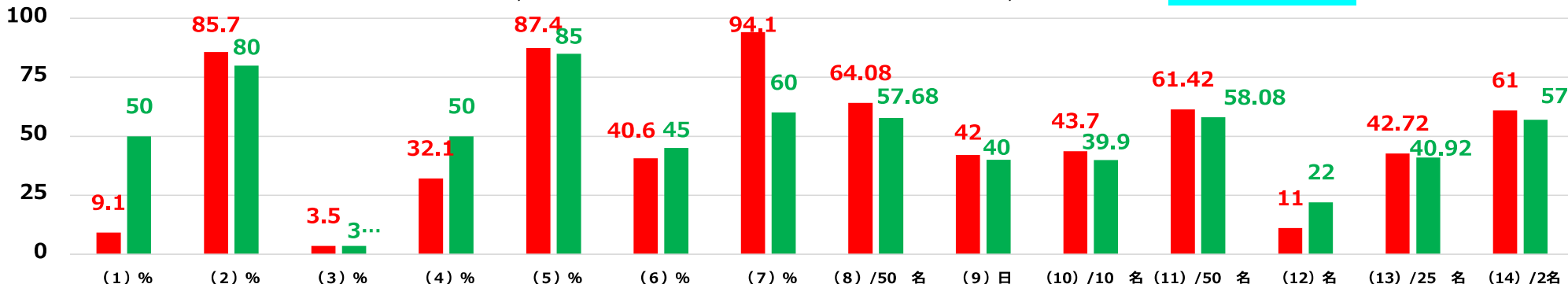
- 高齢労働者への労働災害防止対策
  - (1) 転倒災害対策（ハード・ソフトからの両面）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上：**9.1%**
  - (2) 小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上：**85.7%**
  - (3) 社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加：**3.5%**
  - (4) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基発0316第1号）に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上：**32.1%**
- 業種別の労働災害防止対策
  - (5) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上：**87.4%**
  - (6) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上：**40.6%**
  - (7) 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上：**94.1%**

## 【アウトカム指標】

- 高齢労働者への労働災害防止対策
  - (8) 転倒災害による死傷者数を2022年（2,884名）と比較して2027年までに減少：**2022年比320名増加（3,204名）**
  - (9) 転倒災害による平均休業見込日数を2027年までに40日以下：**42日**
  - (10) 社会福祉施設における腰痛を2022年（399名（動作の反動・無理な動作））と比較して2027年までに減少：**2022年比38名増加（437名）**
  - (11) 60歳以上の死傷者数を2022年（2,904名）と比較して2027年までに減少：**2022年比200名増加（3071名）**
- 業種別の労働災害防止対策
  - (12) 建設業における死亡者数を2022年（26名）と比較して2027年までに15%以上減少（22名以下）：**2022年比58%減少（11名）**
  - (13) 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年（1,077名）と比較して2027年までに5%以上減少（1,023名以下）：**2022年比0.8%減少（1,068名）**
  - (14) 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2022年（120名）と比較して2027年までに5%以上減少（114名以下）：**2022年比1.7%増加**

## 【目標】

- 死亡災害については、令和4年（55名）と比較して令和9年までに5%以上減少（52名以下）：**2022年比38%減少**
- 休業4日以上の死傷者数については、令和4年（10,802名）と比較して令和9年までに5%以上減少（1,0261名以下）：**2022年比5.6%増加**



（令和6年度自主点検結果エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は34.7%）

■ 令和6年（度）結果 ■ 計画期間中目標

※ 自主点検結果：令和6年度の年末・年始 Safe Work 推進強調期間（令和6年12月1日から令和7年1月31日まで）における取組の一環として、東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る自主点検（東京労働局管内の10,000事業場を対象。有効回答数は1,980事業場（19.8%）。）結果を集計したもの。

（資料出所）労働者死傷病報告、死亡災害報告

# 第14次東京労働局労働災害防止計画(2023年度~2027年度) ~トップが発信! みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」~

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、

**トップが発信! みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」**を  
キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



## アウトプット指標

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの

## アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標

目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害： ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害： ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

アウトカム指標(期待される結果)

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進
  - 転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。
  - 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
  - 社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。
  - 60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- 業種別の労働災害防止対策の推進
  - 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
  - 陸上貨物重送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
  - 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 労働者の健康確保対策の推進
  - 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進
  - 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止期間と比較して、2023年から2027までの5年間で、5%以上減少させる。
  - 熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

トップによる安全衛生方針の発信をお願いします!!

設定した指標を達成するため、適宜、検証を行っていきます

基本的考え方

- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
  - ⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策
  - ⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
  - ⇒ “SafeWorkTOKYO”のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

## アウトプット指標(事業場が実施する事項)

## 東京労働局の重点実施事項(取り組むこと)

### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)などの研究結果の周知

- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

### ○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。

- ・トラックからの荷の積み卸し作業における墜落・転落防止対策の充実強化を内容とする、改正安全衛生規則の周知・指導
- ・荷役作業の安全ガイドラインの周知徹底及び荷主事業者対策の取組

- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・機能安全を通じて、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組の推進

### ○労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする
- ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の支援
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組の推進
- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識の啓発

### ○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象外で、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・化学物質管理者等の育成支援のため、化学物質管理者講習会(法定及び法定外)のテキスト等の周知
- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導

# 東京都発注工事における 取組事例

## 女性活躍モデル工事と快適トイレ

財務局 建築保全部 技術管理課

# 女性活躍モデル工事

品確法で求められるもの

建設現場全体での働き方改革

担い手育成及び確保の推進



財務局における「女性活躍モデル工事」の試行

発注者指定型を平成28年度から開始

受注者希望型を令和2年度から開始

# 女性活躍モデル工事の条件 1

## 女性技術者の配置

監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかに女性技術職員を1名以上配置

受注者と女性技術職員とは3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係

# 女性活躍モデル工事の条件 2

## 現場で活躍するために必要な環境整備

- 1 女性専用の休憩（更衣）室
- 2 女性専用の水洗洋式トイレ
- 3 女性技術者活躍のPR

条件を満たしたか否かにより工事成績評定で加点・減点

詳しくは東京都財務局HP <https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/model/joseimodel/>

# 女性活躍モデル工事

10㎡以上の休憩（更衣）室や洗面台などを設置



女性専用の休憩室



女性専用更衣室



洗面台

女性専用の休憩（更衣）室

# 女性活躍モデル工事

トイレ外観



サニタリーボックス等設置



鏡付き洗面台



女性専用の水洗洋式トイレ

# 快適に利用できる水洗洋式トイレ

## 作業員用に設置

可能な限り男女別の水洗洋式トイレや鏡付き洗面台を設置



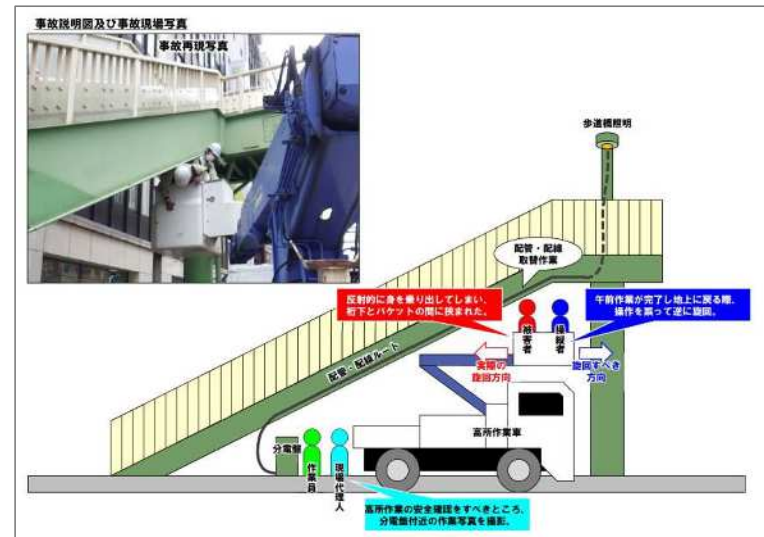
## (1) 工事安全パトロール

- 各部署による抜き打ち工事安全パトロールを実施
- パトロール結果や指摘事項は会議の場で共有し、各事務所へ周知

指摘（助言）事項	改善措置状況
事業用地で、一部締め切られていない箇所があり、住民等が誤侵入する恐れがある。	フェンスを閉め切り、立ち入り禁止ポスターを設置した。
安全掲示板に掲示している玉掛用ワイヤーロープの点検表について、今月の点検色が当月の色に更新されていなかった。	当月の点検色に更新した。 (なお、現場は適切に更新していたが、掲示板のみ未更新だった。)

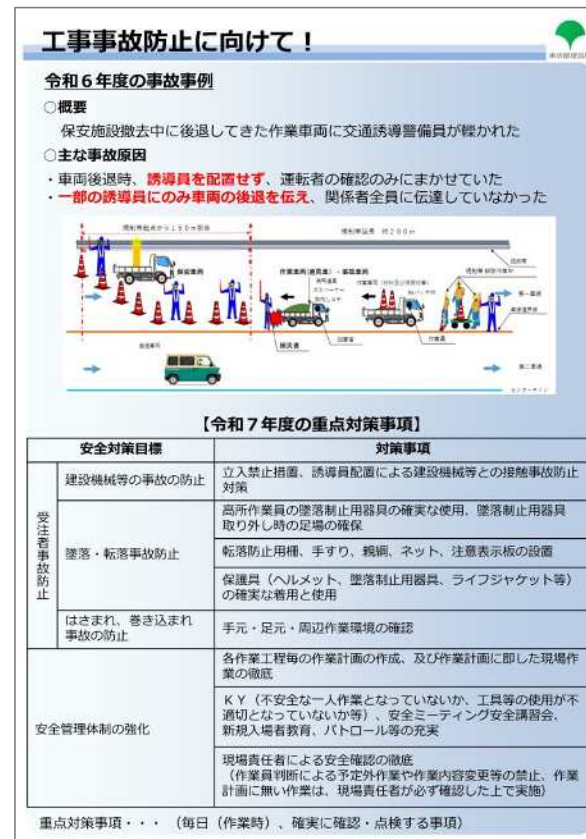
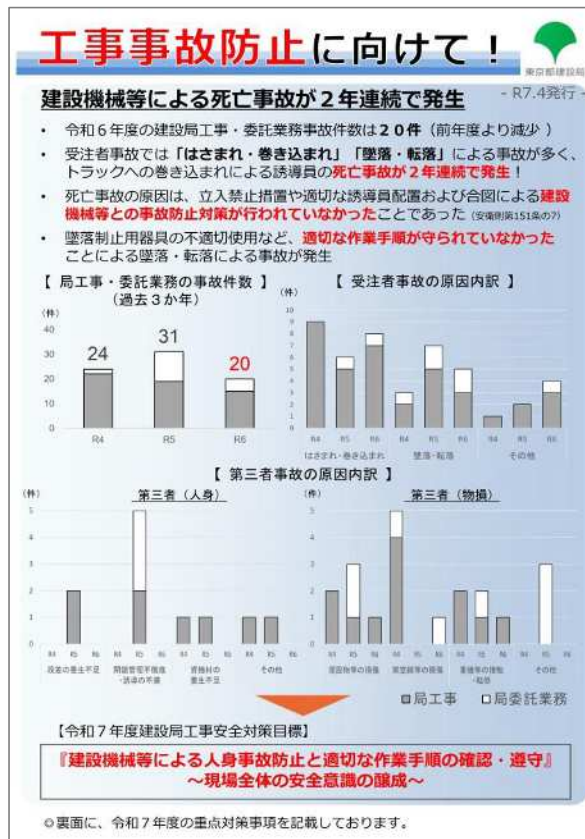
## (2) 事故事例の共有

- 局工事での事故事例を受発注者で共有し、KY活動などの機会を活用することで、類似事故の防止を図る
- 各部・所で作成した工事事故事例を速やかに局内職員へ周知し、受注者へ展開



## (3) 監督員や受注者への安全対策講習会・研修等の実施

- 東京労働局様のご協力の元、安全対策講習会を発注者、受注者向けに開催（事故傾向や事例の紹介等）
- 受注者へのリーフレット等による周知（局ホームページに掲載）



## (4) 工事安全関連通知等の発出

- ・ 東京労働局等より通知された規則やガイドラインの改定等を周知
- ・ 四半期ごとに安全点検テーマを定め、工事安全対策通信を発行
- ・ 監督員を通じて受注者へ配布し、現場に掲示するなど関係者すべてに浸透するよう徹底

令和7年度建設局工事安全対策目標  
建設局工事安全対策委員会事務局

### 工事安全対策通信

令和7年4～6月の工事安全点検のテーマは、**はさまれ、巻き込まれ事故防止対策の徹底**です。

令和6年度に発生した傷亡事事故のうち、はさまれ・巻き込まれによる受注者事故が最も多く発生しており、適切な作業手順が守られていなかったことが事故の原因となっています。

**■住居パネル設置中のはさまれ事故**  
**■バックホウ掘削中のはさまれ事故**

【事故原因】  
・ 住居パネルの設置作業中、セレータ中に作業員が手を入れた状態でバックホウの動作が行われたため、セレータとバックホウの間に作業員がはさまれた。  
・ バックホウの掘削作業中、バックホウの作業員がバックホウの作業員に巻き込まれた。  
・ バックホウの掘削作業中、バックホウの作業員がバックホウの作業員に巻き込まれた。

項目	確認事項	確認結果
事前	事前に現場調査を行った上で作業計画を定め、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、作業計画に基づいて、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
作業中	作業計画に基づいて、関係者全員が認識しているか。	【確認済】5/13
	現場上の関係者の位置の明示が適切に行われているか。	【確認済】5/13
事後	事後の現場の点検の記録が適切に行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、クレーン作業員が適切に行われているか。	【確認済】5/13

事故が発生した場合は、現場の状況、原因及び対応を問わず、速やかに事故報告をして下さい。

令和7年7～9月号  
建設局工事安全対策委員会事務局

### 工事安全対策通信

令和7年7～9月の工事安全点検のテーマは、**全対策通信**です。

年の熱中症による休業4日以上以上の労働災害の以下の通りです。

0%、警備業が20件(19%)  
が3件、特に梅雨明け直後に多い  
く、次の6歳代で多く発生

適切な予防対策や応急処置が必要です。  
特に熱中症の予防対策に取り組みましょう。

**■熱中症(熱中症原因の二次災害)**

【事故原因】  
・ 現場での作業中、作業員が熱中症に罹患した。  
・ 現場での作業中、作業員が熱中症に罹患した。  
・ 現場での作業中、作業員が熱中症に罹患した。

【事故原因】  
・ 現場での作業中、作業員が熱中症に罹患した。  
・ 現場での作業中、作業員が熱中症に罹患した。  
・ 現場での作業中、作業員が熱中症に罹患した。

項目	確認事項	確認結果
事前	事前に現場調査を行った上で作業計画を定め、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、作業計画に基づいて、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
作業中	作業計画に基づいて、関係者全員が認識しているか。	【確認済】5/13
	現場上の関係者の位置の明示が適切に行われているか。	【確認済】5/13
事後	事後の現場の点検の記録が適切に行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、クレーン作業員が適切に行われているか。	【確認済】5/13

事故が発生した場合は、現場の状況、原因及び対応を問わず、速やかに事故報告をして下さい。

令和7年10～12月号  
建設局工事安全対策委員会事務局

### 工事安全対策通信

令和7年10～12月の工事安全点検のテーマは、**全対策通信**です。

全点検のテーマは、**転落事故防止の徹底**です。

今年度の「全国労働衛生週間」が、10月1日から10月7日まで開催されています。今年度のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスにロックで健康職場」です。

この健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスの観点におけるメンタルヘルス対策を点検し、健づくりを目指していただきますようお願いいたします。

工事の繁忙期となります。「墜落防止用具の確かな着用し外し時の意図的確保」は今年度の重点対策として掲げられています。適切な使用による転落事故が発生せず、確かな安全対策の実施をお願いします。

**■足上での除雪作業中に転落**

【事故原因】  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。

【事故原因】  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。

項目	確認事項	確認結果
事前	事前に現場調査を行った上で作業計画を定め、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、作業計画に基づいて、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
作業中	作業計画に基づいて、関係者全員が認識しているか。	【確認済】5/13
	現場上の関係者の位置の明示が適切に行われているか。	【確認済】5/13
事後	事後の現場の点検の記録が適切に行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、クレーン作業員が適切に行われているか。	【確認済】5/13

事故が発生した場合は、現場の状況、原因及び対応を問わず、速やかに事故報告をして下さい。

令和8年1～3月号  
建設局工事安全対策委員会事務局

### 工事安全対策通信

令和8年1～3月の工事安全点検のテーマは、**全対策通信**です。

事故防止と安全管理体制の遵守徹底です。

3月には工事事故が多く発生しており、建設局は「現場責任」を徹底してまいります。これらの事故の原因は、現場責任にあり、現場責任の徹底が重要となります。現場責任の徹底が重要となります。現場責任の徹底が重要となります。現場責任の徹底が重要となります。

**■斜面点検作業中に転落**

【事故原因】  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。

【事故原因】  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。  
・ 現場での作業中、作業員が転落した。

項目	確認事項	確認結果
事前	事前に現場調査を行った上で作業計画を定め、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、作業計画に基づいて、作業計画に基づいて作業が行われているか。	【確認済】5/13
作業中	作業計画に基づいて、関係者全員が認識しているか。	【確認済】5/13
	現場上の関係者の位置の明示が適切に行われているか。	【確認済】5/13
事後	事後の現場の点検の記録が適切に行われているか。	【確認済】5/13
	また、クレーン作業においては、クレーン作業員が適切に行われているか。	【確認済】5/13

事故が発生した場合は、現場の状況、原因及び対応を問わず、速やかに事故報告をして下さい。



**令和7年度 東京都建設工事従事者の安全と  
健康を確保する推進会議**

**水道局における死亡者死傷者減少の取組**

**令和8年2月**

**東京都水道局 建設部技術管理課**

# 水道工事事故防止アクションプランの策定

- 平成24年度に当初プランを策定し、以降3年ごとに改定
- 現在は、プラン2024の行動目標の達成を推進

## プラン2024の構成

- 現在のレベル I 以上の工事事故発生状況
- 行動目標 ※具体的な数値目標を設定
- 重点取組 ※行動目標を実現するための具体的な取組
  - 1 車両系建設機械に起因する事故減少に向けた取組強化
  - 2 頻発事故の減少に向けた取組強化
  - 3 受注者（下請負者）・監督員への教育支援
- その他 熱中症対策
- 水道工事の頻発事故と再発防止策（13類型）※H24策定（再掲）



## 水道工事事故防止 アクションプラン

# 2024

### 更なる工事事故防止に向けて

東京都水道局では、平成24年度に作成したアクションプランの更なる推進を目指して、今後3か年（令和6年度から令和8年度まで）の行動目標を示す「水道工事事故防止アクションプラン2024」を策定しました。

アクションプランの策定から10年が経過したところですが、アクションプラン2024では、これまでに発生した事故の原因から、今後取り組むべき対策を講じるほか、更なる事故の減少に向けて、第三者災害や、高齢者の事故への防止対策を引き続き推進していきます。

東京都水道局



監修協力  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所

# 水道工事事故防止アクションプラン2024

(計画期間：令和6年度から令和8年度まで)

## 行動目標

- ① **レベル I 以上の工事事故を年間 8 件以下 (継続)**
  - ・ 前アクションプランの行動目標を継続し、年間 8 件以下を目指す。

**第三者災害を年間 3 件以下 (強化)**

  - ・ 前アクションプランの行動目標から更なる減少を目指す (年間 4 件⇒3 件)。
- ② **死亡事故を年間ゼロ (継続)**
  - ・ 前アクションプランの行動目標を継続し、死亡事故ゼロを目指す。
- ③ **車両系建設機械に起因するレベル I 以上の人身事故を年間ゼロ (強化)**
  - ・ 前アクションプランの行動目標から更なる減少を目指す (年間 2 件⇒0 件)。

# ○事故発生状況（レベルI※以上）

※ 休業4日以上の負傷又は死亡、第三者・局職員等の負傷、被害・影響等が大きい重大な物損事故等



● アクションプラン策定後、徐々に減少。R3からは、増加傾向にあったがR6からまた減少傾向

# 事故防止に関する研修について

研修等	対象者
水道基礎	新規採用職員
工事監督実務 I	工事監督員
事故防止	一般職
事故防止	管理職
建設機械の事故防止講習会	受注者・協力会社・職員
安全管理講習会 (YouTube)	受注者・協力会社・職員



【一般職】VRを用いた工事事故体験



【管理職】労働安全衛生総合研究所の講師による講義及びグループ討議



【安全管理講習会】東京労働局による講義

# 建設機械の事故防止講習会

【対象】 職員及び受注者（ R7年度は約270名参加 ）

【内容】 バックホウ、ロードローラーを用いた事故再現  
バックモニターや接触防止装置の実演  
V Rでの事故疑似体験



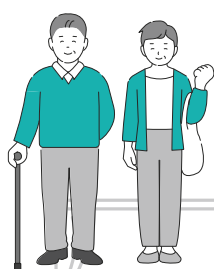
令和7年度

東京都

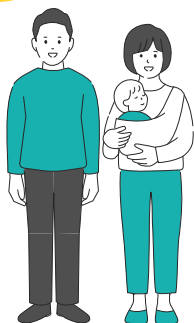
公益財団法人  
東京しごと財団  
Tokyo Foundation for Employment Services

# テレワーク トータルサポート 助成金

テレワークの  
導入・定着・促進を  
サポート!



育児・介護  
のために  
テレワークを  
活用したい!



テレワークも  
熱中症対策も  
どちらも必要!



テレワーク環境  
を整備したい!

## 助成額・助成率

必須項目 (テレワークの環境整備に係る経費を助成)

常時雇用する労働者の数	テレワーク環境の整備
2人以上29人以下	上限 150 万円 (助成率: 3分の2)
30人以上999人以下	上限 250 万円 (助成率: 2分の1)

加算項目 (条件を満たした場合に加算)

① 育児・介護コース	② 職場環境改善コース
20万円(定額)	最大50万円

助成金申請  
受付期間

令和7年6月10日〔火曜〕～令和8年2月27日〔金曜〕

※郵送、または電子申請 (Jグランツ) のいずれかにより提出してください。来所による持参提出は一切受付できません。  
※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では締切日の23時59分までに提出されたものを受付します。

申請書類受付・  
お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団  
企業支援部 雇用環境整備課 テレワーク支援係  
東京都千代田区飯田橋3-8-5住友不動産飯田橋駅前ビル11階

TEL 03-5211-5200 (受付時間: 平日9時～17時)

※平日12時～13時、土日、祝日、年末年始を除く

「テレワーク相談窓口」詳細・お問い合わせ

テレワークトータルサポート事務局 TEL.03-6800-6004

## 助成金の概要

東京都が実施するテレワーク相談窓口を利用した都内の中堅・中小企業等に対し、テレワーク環境の整備に必要な機器等の導入に係る経費を助成します。

あわせて、改正育児・介護休業法への対応や、テレワーク困難な業務従事者の熱中症対策に係る取組を行った企業には、加算して助成します。

### ● 助成事業 ●

必須	テレワーク環境の整備	在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入に係る経費
+ 加算	育児・介護コース	3歳未満の子の育児または(中略)テレワークに関する規程の整備に係る経費
	職場環境改善コース	テレワーク困難な業務従事者の熱中症対策として、体温を下げるための機能のある作業服や熱中症のリスクを回避する機能のある製品等の整備に係る経費

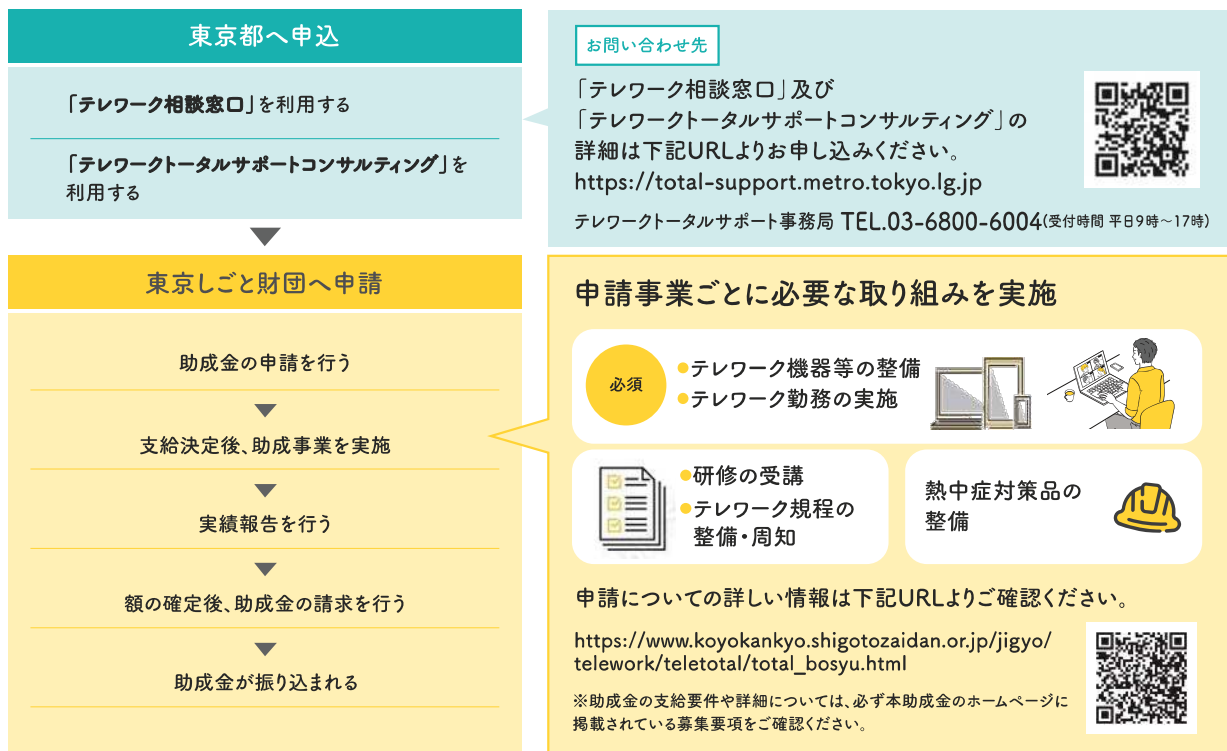
注:加算項目のみでの申請はできません。項目によって助成事業・提出書類等が異なります。

## 助成対象事業者の主な要件

- 常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等であること
- 東京都が実施する「テレワーク相談窓口」を利用したこと

注:上記のほかにも要件があります。詳細についてはホームページの募集要項をご確認ください。

## 申請から助成金振込までの流れ



# テレワーク環境整備と暑さ対策を進める事業者の方へ!

～テレワークトータルサポート助成金(職場環境改善コース)～

## 1. テレワークの種類

- ① 在宅勤務 ② サテライトオフィス勤務 ③ モバイル勤務 ※詳細は裏面をご覧ください。

## 2. 必要な取組

- ①相談窓口**に相談**する (相談員がテレワークの状況などを伺い適切な案内を実施)  
②**テレワークができるルールを整備**する (専門コンサルタントがサポート)  
③**テレワークに必要なパソコン等**を買う (税込単価1,000円以上、10万円未満)  
※実際に購入したパソコン等を活用しテレワークを実施することが必要

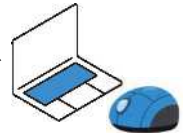
上限：**150万円** 助成率：**2/3** ※常時雇用する労働者2人以上29人以下

上限：**250万円** 助成率：**1/2** ※ 〃 30人以上999人以下

### テレワーク機器(例)

ノートPC/マウス/WEB会議用ツール/CADソフト/施工管理用ソフト/財務会計ソフト など

※見積書、導入製品等の資料(カタログ、製品案内ホームページの写し等)が必要



- ④**熱中症対策の電動ファン付き作業服等**を買う (税込単価1,000円以上、10万円未満)

③に  
加算

最大：**50万円** 助成率：**10/10** ※1人当たり1万円が上限

### 熱中症対策物品

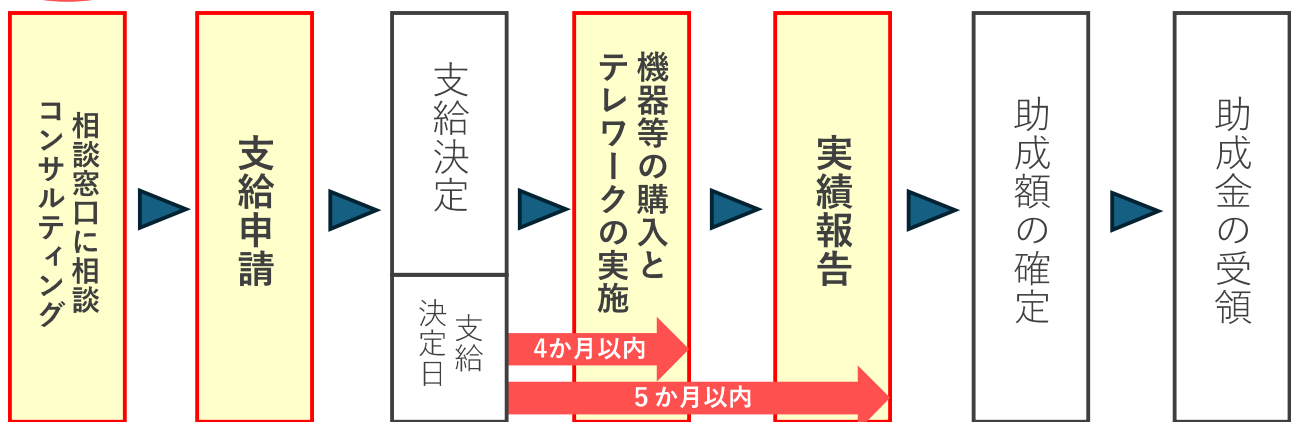
電動ファン付き作業服/遮熱ヘルメット/クールベスト/  
水冷服/暑熱下でのリスクを回避するためのウェアラブルデバイス

※見積書、導入製品等の資料(カタログ、製品案内ホームページの写し等)が必要



## 3. 助成金の申請の流れ ※赤枠が事業者の方の取組です

必須



【注】機器等の購入とテレワークの実施は支給決定日以後4か月以内に行う必要があります。

## 4. 相談窓口 (テレワークトータルサポート事務局)

**03-6800-6004** 受付時間：9:00～17:00(平日のみ)

東京都 テレワークトータルサポート事業

※お気軽にご相談ください



# テレワークの具体例

～テレワークは在宅勤務ではありません！～

テレワークは、1日単位で行う在宅勤務ではありません。テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を言い、下記の例も含まれます。

## 自宅での週1日や1時間の就業

※1週間のうちの何日か、1日のうちの数時間だけの就業でも構いません。



## 自社が設置したサテライトオフィスでの就業



## テレワークブースでの就業



## 民間のコワーキングスペースでの就業

※シェアオフィス、サテライトオフィスなど呼び方が様々あります。



## タブレット端末等を用いて現場で業務実施

※タブレットで図面などを見ながら業務を行う、報告書を作成するなど、出社、帰社しなくても業務ができ、直行直帰が可能な働き方です。



## WEB会議ツール等を用いた遠隔での業務実施（診療や業務監視など）





東京都



公益財団法人

東京しごと財団  
Tokyo Foundation for Employment Services



女性活躍の輪  
Women in Action

ジョカツ!

# 女性が働きやすい環境づくりに 女性の活躍推進助成金



女性専用設備の新規設置にかかる経費

最大 **500** 万円を助成します



男性が多い職種でも  
女性が働きやすい  
職場をアピールしたい!

女性社員を増やしたいけど  
女性専用設備がない…。

求人をかけても  
女性からの応募がない…。

## こんなお悩み**ジョカツ!**がサポート

女性の新規採用・職域拡大を目的とした女性専用設備等の職場環境の整備に対し、工事費など最大500万円（助成率 2/3）の助成を行います。

### 【助成対象となる女性専用設備】

- トイレ ※
- 洗面所
- 更衣室
- ロッカーの設置
- 休憩室
- シャワー室
- 洗濯機の設置
- 仮眠室
- ベビールーム(子ども連れで出勤した場合の授乳、オムツ替えスペース)
- 工事現場に設置する仮設トイレ ※移動できる車載用仮設トイレ含む。(仮設トイレを積載する以外の用途で利用する車体リース料は助成対象外)

助成対象事業者が支給決定日以後に新たに取り組む事業に要した経費が対象です。  
支給決定日前に発注・契約・購入等をしているものは申請できません。

### 助成対象事業者の要件

常時雇用する労働者が2名以上300名以下で都内に本社または事業所を置く中小企業等 ※他にも要件あり



動画でのご案内は

こちら!

申請予約締切：令和7年12月15日(月) ※来所による申請(要事前予約)

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 女性雇用環境整備促進係

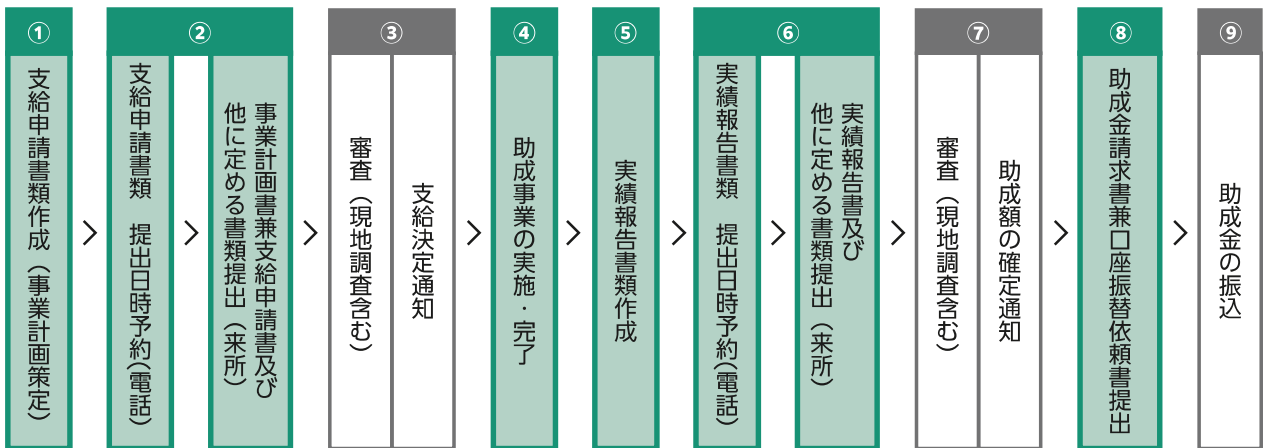
TEL 03-5211-2768

URL <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyو/jokatsu/jokatsu.html>

事業概要



## 助成事業の流れ



で囲んだ部分は申請企業が実施する部分です。

## 申請受付

### 申請書類提出日予約期間

令和7年5月8日（木）～令和7年12月15日（月）

### 申請書類提出期間

令和7年5月8日（木）～令和7年12月22日（月）

### 申請受付方法

来所（持参提出）

※面談により申請内容の確認を行います

## 電話番号 / 提出場所

公益財団法人東京しごと財団  
企業支援部 雇用環境整備課 女性雇用環境整備促進係

### 受付予約・お問い合わせ

03-5211-2768（平日9:00～17:00（12:00から13:00除く））

### 提出場所

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5  
住友不動産飯田橋駅前ビル10階

## 実際に「ジョカツ！」を活用した企業様の例



## 女性が働きやすい職場をPRしたい！（製造業・A社）

### 企業の課題

印刷業を営むA社は、女性の DTP オペレーターの採用を増やしたいと考えておられました。しかし、執務室があるフロアには男性専用トイレしかなく、女性専用トイレを使用するためには他のフロアへ移動しなければならず、女性社員にとって使いやすさといえない状況でした。今後採用を拡大し、定着してもらううえで女性専用施設の必要性を痛感され、ご申請されました。

### 取組内容

## 女性専用トイレへの改修

（洋式トイレの設置、配管工事、電気工事、内装工事など）

### 助成額

## 約230万円

※既存トイレの撤去費用は助成対象外

### 申請企業のご担当者様の声

面接の際にトイレ新設の話をするなど女性の職場環境向上に取り組む姿勢をPRし、目標である2名の女性社員を採用することができました。

トイレのためにフロア移動することもなくなり、生産効率のアップにもつながっています！



工事前  
（元々は男性専用トイレ）



工事後  
（女性専用トイレ）

本チラシ記載以外にも要件がございます。申請にあたっては当財団HP掲載の「募集要項」を必ずご確認ください。

募集要項・申請様式はこちら <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jokatsu/jokatsu.html>

本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資（TOKYOウィメン・biz・サポート）」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。詳細は、下記URLにてご確認ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/9-women-biz-for-r7-pdf>





# 東京外国人材採用ナビセンター

Tokyo International Recruitment Navigation Center

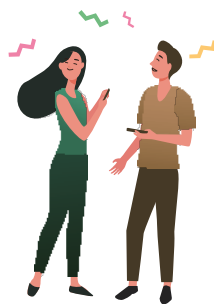
施設案内



## 外国人材が、 中小企業の未来を支える。



# 東京外国人材採用ナビセンターは 中小企業における外国人材 の活躍をサポートします!



## センターの主なサービス

※ 当センターのサービスはすべて無料です。

### 中小企業 ご担当者 向け

- 外国人材の採用・活躍促進のためのセミナー
- 外国人材とのマッチングイベント
- 外国人材採用の専門家による伴走型支援
- 外国人材インターンシップ
- 教育機関との情報交流会

### 外国人材 の方向け

- 就職活動セミナー
- 都内中小企業とのマッチングイベント
- 就職活動用スペースのご利用

### 教育機関 の方向け

- 就職支援ノウハウセミナー
- 中小企業との情報交流会
- 出張版留学生向けセミナー





## 企業の方へ Service for companies

外国人材の採用やその定着についてお悩みの都内中小企業向けに、以下の支援を実施しています。就職活動中の外国人材に出会える場や、採用や定着に関するノウハウなどの情報をご提供しておりますので、お気軽にご利用ください。

### ■ 総合相談窓口

外国人材の採用について気軽に相談できます。

外国人材採用・定着の相談員が常駐し、外国人材の採用・定着・活躍について幅広くご相談いただけます。ご相談の内容に応じて、コンサルティング支援や専門相談など、当センターで行っている他の支援にお繋ぎします。



### ■ 専門家相談

専門性の高いお悩みについて相談できます。

在留資格、住宅確保、日本語コミュニケーションなど、テーマごとに行政書士など専門知識を有する専門家相談員にご相談いただけます。



### ■ セミナー

外国人材採用・活用の基礎を学べる「入門セミナー」や採用したい職種に合わせてより実践的な内容を学べるワークショップ形式の「採用・定着講座」をご用意しております。



講演・事例紹介

アドバイス

ノウハウの提供

### ■ 合同企業説明会

就職活動中の外国人材の方に自社の情報や強み、採用情報までをPRできるマッチングイベントを実施しています。イベント出展が初めての企業でも安心して参加できるようサポートします。



過去の合同企業説明会の実績(令和6年度 年間実績)

留学生など外国人  
総参加者数542名

出展企業82社

### ■ インターンシップ

外国人材の短期間インターンシップの受入体験をご用意しています。インターン生を受け入れるにあたっての事前準備からインターン実施中までサポートをいたしますので、外国人材の受入れが初めての企業の方も安心してお申し込みください。



5日間のインターンシップ

35社募集

### ■ コンサルティング

外国人材の受入れを専門としたコンサルタントを貴社に無料で派遣します。課題の洗い出しから計画策定、改善の実施まで、企業の受入段階に応じてきめ細かくサポートします。



1社あたり最大5回

23社募集

### ■ 教育機関との情報交流会

外国人材の採用・就職に関して、教育機関と情報交流を行えるイベントを実施しています。教育機関とのつながりの構築に向けてサポートします。



20社募集

50の教育機関が参加

### ■ 企業トップ層と人材の交流フェア

外国人材の採用を検討している企業が外国人材と直接交流できるイベントを実施しています。外国人材の考え方や採用のイメージを掴むことができます。



10社募集

### ■ 出張版業界団体等向け外国人材 受入支援セミナー

人手不足の課題を抱える業界団体等へ講師を派遣し、業界団体等の会員企業向けに、各業界団体の状況に合わせた外国人材受入支援セミナーを実施します。



3団体募集

### ■ ビジネス日本語eラーニング研修

都内中小企業で働いている外国人社員の方に、eラーニング(オンライン)でのビジネス日本語研修を提供します。



▷このようなお悩みを抱える担当者様におすすめ!

日本語を学習する無料の講座はないか?

### ■ お役立ち情報

外国人材の採用から定着まで必要なことを一冊に

中小企業における外国人材の活躍を促進するため、企業の経営者・人事担当者をはじめ、配属先の上司・日本人社員が知っておくべきポイントをまとめた「外国人材と働くためのハンドブック」を発行しています。





## 働きたい外国人の方へ Service for foreign nationals

東京で働きたい外国人材の方に向けて、以下の支援を実施しています。外国人材を採用したい都内企業と出会うイベントや、就職活動に関する相談デスク、セミナーもありますので、お気軽にご利用ください。

### ■ 相談デスク

東京で働く上での悩みを相談できます。

東京で働くステップについての疑問・質問・相談に専門知識を持ったグローバルキャリアナビゲーターがきめ細かく対応します。相談内容によっては東京デスクまたは海外デスク都市の担当者が、外国人材の皆様の東京への就職をサポートします。



### ■ 就職セミナー・交流会

日本の就活スケジュールや就活の進め方、履歴書や面接のポイントなどが学べるセミナーを実施しています。交流会では、東京で働いている先輩社会人から就活のコツや東京で働いた感想なども聞くことができます。

〈令和6年度実施のテーマ〉 ○日本の就職活動の理解(日本語版、英語版、中国語版)、○エントリーシート作成の基礎 など



### ■ 合同企業説明会

外国人材の採用に前向きな東京都内の企業が集まるイベントです。企業の情報集めや採用担当者に直接質問ができます。



### ■ インターンシップ

東京都内の中小企業で、トライアルで働くことができます。あなたの働いてみたい業界などをヒアリングし、希望にあった会社を紹介します。インターンシップ中もスタッフがサポートしますので、ご安心ください。



### ■ ビジネス日本語・マナー講座

入社後必要になる、ビジネス用語やビジネスマナーについて学べる講座です。

〈ビジネス日本語講座〉日本企業に入社後必要となる、ビジネス用語、敬語表現など実践的な内容を学べます。

〈ビジネスマナー講座〉基本的なビジネスマナーから日本特有のマナーや言葉遣いについて学べます。



### ■ 企業トップ層と人材の交流フェア

外国人材の採用を検討している中小企業の経営者層と交流できるイベントです。少人数のグループワーク形式で実施するため、企業のトップ層の考えに直接触れることができます。



## 教育機関の方へ Service for Educational Institutions

外国人留学生在籍する教育機関向けに、以下の支援を実施しています。外国人留学生の就職活動支援ノウハウや、最新の雇用動向等の情報を発信しておりますので、是非ご利用ください。

### ■ 総合相談窓口

外国人留学生の就職に関する相談ができます。

外国人留学生の就職に関わる在留資格変更手続きや就職活動に関する疑問・質問・相談に専門知識を持った専門家が対応します。また、当センターで行っている他の支援へお繋ぎします。



### ■ 就職支援ノウハウセミナー

教育機関が外国人留学生の就職活動を支援するうえで求められるノウハウを学ぶことができるセミナーを実施しています。

〈令和6年度実施のテーマ〉 ○留学生の就職市場と効果的な支援、○教育機関の支援事例、○留学生の就職支援の課題 など



### ■ 中小企業との情報交流会

外国人留学生の採用・就職に関して、企業と情報交流を行えるイベントを実施しています。外国人材採用企業とのつながりの構築に向けてサポートします。



### ■ 出張版留学生向けセミナー

教育機関へ専門講師を派遣して在籍する外国人留学生に就職活動に関するセミナーを実施し、教育機関の就職活動支援をサポートします。セミナーのテーマは事前調整が可能です。



出展企業20社

6回開催



## ナビセンターの特徴

### 外国人材の 採用・定着・活躍促進を ワンストップでサポート

都内中小企業における外国人材の活躍を促進し、優秀な人材の確保や生産性の向上を支援するワンストップセンターです。



### 外国人材の採用や 定着についての お悩みを解決!

お悩みのご相談はもちろん、就職活動中の外国人材に出会える場や、採用や定着に関するノウハウなどの情報をご提供しております。



### 「東京で働く」を 実現するための サポートも充実!

外国人材を採用したい都内企業と出会うイベントや、就職活動に関する相談デスク、セミナーなどのサービスをご提供しております。



## STEP ご予約から相談までの流れ ※来所の際は、事前にWebサイトでご予約いただくとご案内がスムーズです。

来所のほか、電話やメール、オンラインでのご相談も可能です。外国人材の採用をお考えの企業様や東京での就職活動にお悩みの方は、お気軽にセンターまでお越しください。

STEP  
1

#### ご予約

申込み専用フォームよりご予約を受付いたします。  
お急ぎの方は電話・お問合せフォームにてご連絡ください。

(お急ぎの場合はこちら)

050-5576-7317

STEP  
2

#### ご予約時間・ 相談方法の確定

センター担当者よりメール又は電話でご連絡させていただき、ご予約を確定いたします。  
ご相談方法は以下のいずれかをお選びください。

- ・ご来所・電話
- ・メール・オンライン

STEP  
3

#### 相談

相談日当日、相談員がお悩みに関してのヒアリングとアドバイスをいたします。



## FLOOR GUIDE フロアガイド

1F

外国人材に関するお悩みや東京での就職活動におけるお悩みを直接ご相談いただける相談カウンターのほか個別ブースを設置しております。気軽にご利用いただけるよう、開放的でゆったりとした空間になっています。



2F

外国人材の採用・活躍や就職活動に役立つセミナーを開催しています。普段は、外国人材の方が就職活動の準備をするスペースとしてご利用いただけます。  
【フリーWi-Fi、コンセント完備】



1F&2F



情報コーナー

中小企業、外国人材の方、それぞれに役立つ公的支援機関等の資料や書籍をご用意。外国人材の採用・活躍や就職活動にお役立てください。



今までにない  
発想やアイデアで、  
社内が活性化!



新たな視点が  
増え、社員の  
モチベーションが  
アップ!

これからは、外国人材が中小企業を変えていく。



海外展開も  
視野に入り、  
事業の可能性が  
広がった!



ずっと  
人材不足に悩んで  
いたけれど、優秀な  
人材に会えた!

## 東京外国人材採用ナビセンターの詳細やお問合せ先はこちら

東京外国人材採用ナビセンター **検索**

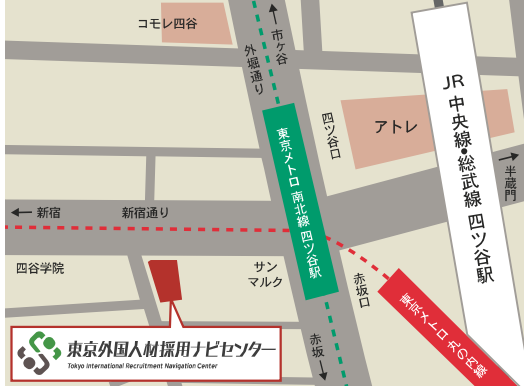
<https://tir-navicenter.metro.tokyo.lg.jp>

当センターの詳しい使い方や、  
ご提供サービスなどの情報を  
こちらでご覧いただけます。



# TEL 050-5576-7317

開所時間 平日9時から17時まで(12月29日～1月3日を除く)



**お問合せ先** 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目2番地  
伊藤ビル1階・2階  
**アクセス** 東京メトロ四ツ谷駅 徒歩1分 JR四ツ谷駅 徒歩2分



令和6年9月に

# はたらく女性スクエア

(東京都労働相談情報センター青山事務所)

## オープン しました!



「はたらく女性」を全力で応援します。

### キャリア相談

キャリアアップ等に関する相談に対応します。女性活躍を推進したい企業からの相談もお受けします。

### 社外メンターによる助言

企業の経営者や管理職経験者がメンターとなり、キャリアアップを目指す女性をサポートします。

### 労働問題に関する相談

女性の労働問題に関する相談や、部下のマネジメント等、労働相談担当者がお受けします。心の健康相談もお受けします。

### 東京はたじよセミナー

はたらく女性や女性活躍を推進する企業向けに、労働関係法や女性のウェルネス向上等に関するセミナーを開催します。

### アクセス

渋谷区神宮前 5-53-67

コスモス青山地下1階 EAST-A2

JR・東急東横線・京王井の頭線  
東京メトロ副都心線 渋谷駅 } 徒歩 12分

東京メトロ銀座線・半蔵門線  
千代田線 表参道駅 } 徒歩 7分

☎ 03-6803-8941

開館時間 月曜日～土曜日 9時～20時



詳細についてはホームページをご確認ください。

はたらく女性スクエア



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 労働者・事業主の相談相手

# 東京都労働相談情報センターにご相談ください

職場でのこんなお悩みありませんか…?

- 「辞めてくれ」と言われた
- 会社の就業規則を見直したい
- これってハラスメントでは…?
- 賃金やボーナスの水準を知りたい



### 電話相談

東京都ろうどう 110 番 (ナビダイヤル)

☎ 0570-00-6110

相談時間  
月～金 午前9時～午後8時  
土 午前9時～午後5時  
(祝日及び12月29日～1月3日は除く  
土曜日は祝日及び12月28日～1月4日は除く)

### LINE 電話相談

アカウント名 東京都労働相談情報センター

LINE ID @tokyo-rodo-sodan

相談時間  
月～金 午前9時～午後8時  
(祝日及び12月29日～  
1月3日は除く)



### 来所相談 (事前予約制)

- 担当地域 (会社所在地) に応じて、月～金曜日の午前9時から午後5時 (終了時刻) まで実施しています。
- 夜間相談は、各事務所が担当曜日に午後8時 (終了時刻) まで実施しています。
- 土曜相談は、センター (飯田橋) で毎週、多摩事務所第1・第3土曜日に午前9時から午後5時 (終了時刻) まで実施しています。(祝日及び12月29日～1月3日は除く・土曜日は祝日及び12月28日～1月4日は除く)

### オンライン相談 (Zoom・事前予約制)

TOKYO はたらくネット内の専用予約ホームページからお申し込みください。



上記のほかに

- 弁護士労働相談 (来所・事前予約制)
- 心の健康相談 (来所・事前予約制)
- 遠隔相談 (事前予約制)
- 労働問題に関するチャットボットなどを行っております。

詳細についてはホームページをご確認ください。

TOKYO はたらくネット



東京都産業労働局

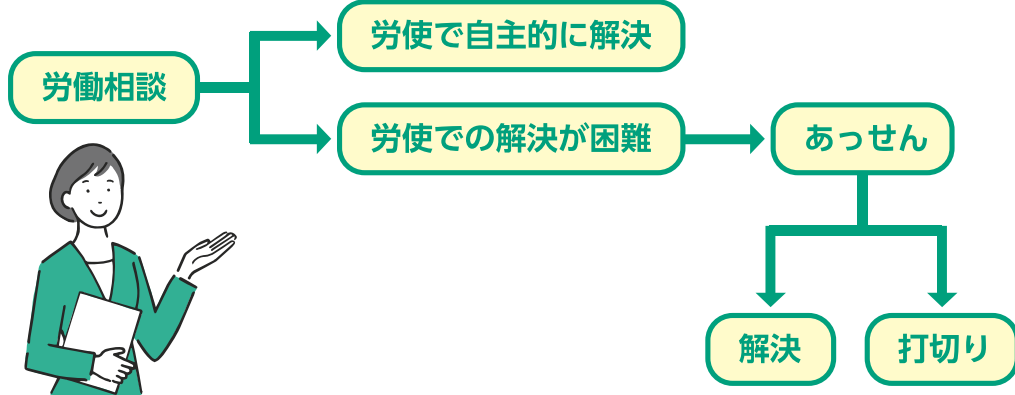
# 労働相談情報センターでは

労働相談、労働に関する調査、各種セミナーの実施、資料の提供、雇用環境整備支援などを行っております。

## 労働相談・あっせん

賃金不払いや解雇などの職場でのトラブル、就業規則の整備や見直しなど、労働問題全般にわたる相談を受け付けています。

また、自主的な解決が困難な場合、労使双方の要請により相談の延長として「あっせん」と呼ばれる問題解決の支援を行います。



## 労働セミナー

労働法や労働問題に関する無料のセミナーを行っています。

## 労働情報の収集・提供

都内中小企業における賃金・一時金等の統計調査を実施し、センターHP等で調査結果を提供しています。

## 雇用環境整備支援

中小企業等の雇用環境整備を推進するため、専門家派遣、奨励金の交付などの支援を行っています。

## 東京都労働資料センター

労働に関する図書、資料、定期刊行物、労働組合資料などを収集し、閲覧・貸出を行っています。

## 労政会館

大崎事務所には南部労政会館が併設されています。労働組合の大会や、勤労者のサークル活動、学習会などの各種会合にご利用いただけます。



詳細についてはホームページでご確認ください。

TOKYO はたらくネット



### 労働相談 情報センター (飯田橋)

千代田区飯田橋 3-10-3  
東京しごとセンター9F  
TEL 03-5211-2200 (代表)  
TEL 03-3265-6110 (相談予約)



### 池袋事務所

豊島区東池袋 4-23-9  
TEL 03-5954-6501 (代表)  
TEL 03-5954-6110 (相談予約)



### 多摩事務所

立川市柴崎町 3-9-2 6階  
TEL 042-595-8705 (代表)  
TEL 042-595-8004 (相談予約)



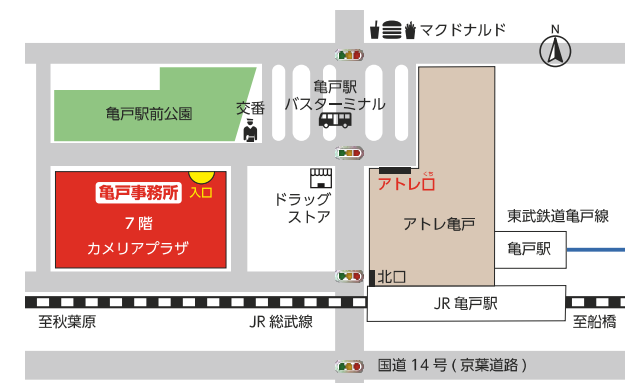
### 大崎事務所

品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎  
ウエストタワー2F  
TEL 03-3495-4872 (代表)  
TEL 03-3495-6110 (相談予約)



### 亀戸事務所

江東区亀戸 2-19-1  
カメラプラザ7F  
TEL 03-3682-6321 (代表)  
TEL 03-3637-6110 (相談予約)



窓口	担当地域	夜間相談実施日
労働相談情報センター(飯田橋)	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ	月・金
大崎事務所	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	火
池袋事務所	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区	木
亀戸事務所	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区	火
多摩事務所	多摩全域	月・水

## このような悩みをお持ちの方は ご相談ください。

### 相談例 1



#### 労働環境の変化に伴う悩み

業務量の変化やリモートワーク導入などの  
仕事環境の変化が重なり、仕事がうまくいか  
なくなったように感じる。上司や同僚とのコ  
ミュニケーションもうまくとれなくなったと  
感じるが増え、自信を失いつつある。

### 相談例 2



#### 誰かに相談して一歩前に進みたい

過重な業務による心身への負担と、上司と  
の人間関係に悩んで体調を崩し、休職中。復  
職するのか別の道を探すのか・・・今後のこ  
とを考えたいが、心の不調を抱えながらひと  
りで考えるのは難しい。

### 相談例 3



#### 最近休みがちになった部下への対応

直属の部下の様子が以前と変わってきた。最  
近は元気がなく、休みがちになっている。この  
ような部下に対し、どう接したらいいかわから  
ず戸惑っている。カウンセリングを勧めたいが、  
どのように話を切り出したらよいかわからない。

仕事が自分に合わないので不安

異動した新しい職場になじめない

責任ある職についたが、重荷で憂鬱である

仕事に集中できず無気力になる

職場の人間関係がうまくいかない

部下の言動がおかしいが  
どのように対応したらよいか

職場でセクハラを受け、  
気持ちが不安定になっている

ご家族、職場関係者  
(上司、人事担当者)の  
ご相談もお受けします。

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、  
応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用  
選考を推進しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

## 職場における

# 心の 健康相談

無料・秘密厳守  
電話で予約受付します。

東京都労働相談情報センター（飯田橋）

TEL. 03-3265-6110

東京都労働相談情報センター大崎事務所

TEL. 03-3495-6110

東京都労働相談情報センター池袋事務所

TEL. 03-5954-6110

東京都労働相談情報センター亀戸事務所

TEL. 03-3637-6110

東京都労働相談情報センター多摩事務所

TEL. 042-595-8004

はたらく女性スクエア（東京都労働相談情報センター青山事務所）

TEL. 03-6803-8908



「心の健康相談」は、労働相談の一環として  
実施するものです。医療行為は行いません。

東京都産業労働局

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>



TOKYO はたらく  
ネット労働相談ページは  
こちらから



- 予約受付時間：午前9時～午後5時  
(正午から午後1時を除く)
- 相談時間：午後2時～午後5時  
\*1回の相談時間は45分程度です。  
(曜日は各事務所で異なります)
- 無料・秘密厳守

労働相談情報センターでは、労働相談の一環として、臨床心理士、産業カウンセラーなどの専門相談員による「心の健康相談」を実施しています。  
相談は、対面・予約制です。(電話で予約受付いたします)  
まずは、お近くの事務所にお電話ください。

### ●東京都労働相談情報センター(飯田橋)

相談日 第1～第4火曜日 第1～第4水曜日



◎千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9F  
TEL.03-3265-6110

### ●東京都労働相談情報センター池袋事務所

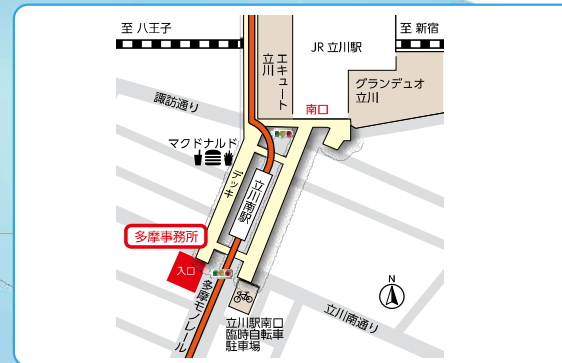
相談日 第2・第4水曜日



◎豊島区東池袋 4-23-9  
TEL.03-5954-6110

### ●東京都労働相談情報センター多摩事務所

相談日 第2・第4火曜日 第1～第4金曜日



◎立川市柴崎町 3-9-2 6F  
TEL.042-595-8004

### ●東京都労働相談情報センター大崎事務所

相談日 第1・第3水曜日 第2・第4金曜日



◎品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2F  
TEL.03-3495-6110

### ●東京都労働相談情報センター亀戸事務所

相談日 第2・第4木曜日



◎江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7F  
TEL.03-3637-6110

### ●はたらく女性スクエア (東京都労働相談情報センター青山事務所)

相談日 第1木曜日・第3火曜日



◎渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山地下1F EAST-A2  
TEL. 03-6803-8908

# 熱中症予防の現場点検

住宅政策本部

# 現場一斉点検

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を参考に、熱中症対策点検報告書を作成。  
都営住宅に関わる全ての工事（228件）を対象に点検を6月に実施。  
7月の猛暑前に意識向上を促し、改正法に基づく体制整備をチェック。

**STOP! 熱中症クールワークキャンペーン**

職場での熱中症により近年は、一年間で約30万人、約1,000人以上の仕事を休んでいます。

**準備期間 4月 にすべきこと**

- 労働衛生管理体制の確立
- 暑さ指数の把握と評価
- 作業計画の策定
- 設備対策の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 服装の検討
- 教育研修の実施
- 緊急時の対応

**7月 にすべきこと**

- 暑さ指数の把握と評価
- 暑さ指数の低減
- 服装
- プレクーリング
- 暑熱順化への対応
- 日常の健康管理
- 異常時の対応
- 休憩場所の整備
- 作業時間の短縮
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく対応
- 作業中の労働者の健康状態の確認

## 熱中症対策点検報告書

東京都〇部住宅建設事務所建設課長 殿 受注者

工事件名	
工事場所	

建設現場の熱中症対策点検

点検項目	点検結果報告	
	実施有無 (○ or ×)	実施していない理由及び代替措置 (左記項目が×の場合、記入して下さい)
①暑さ指数の把握と評価		<p>未実施の場合は、その理由や代替措置等を記入</p>
②暑さ指数の低減		
③休憩場所の整備		
④服装		
⑤作業時間の短縮		
⑥プレクーリング		
⑦水分・塩分の摂取		
⑧暑熱順化への対応		
⑨健康診断結果に基づく対応		
⑩日常の健康管理		
⑪作業中の労働者の健康状態の確認		
⑫異常時の対応		
①暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加する予定があるか		
②暑さ指数に応じた作業の中断等の徹底を予定しているか		
③水分・塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底する予定があるか		
④作業開始前の健康状態の確認を徹底し、巡視頻度を増加する予定があるか		
⑤熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施する予定があるか		
⑥体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急隊を要請する予定があるか		

(1) 5月～9月に実施すべきこと

(2) 7月(重点取組期間)に実施すべきこと

# 工事安全パトロール

昨年度、都営住宅の建設現場では熱中症の疑いにより体調不良を訴えた作業員が複数人発生したことから、今年度の重点対策項目に設定。

例年秋以降に実施している安全パトロールを前倒して実施。一斉点検（6月実施）での報告内容を現場で直に確認。

	実施日	建設地
第1回	6月24日	府中市
第2回	7月1日	北区
第3回	7月29日	足立区
第4回	9月12日	練馬区



休憩所の冷水器・製氷機



WBGT計測器



安全パトロール風景



掲示物（緊急時の対応手順）



掲示物（作業員への注意喚起）



使い捨て空調服



熱中症バンド



熱中症対策訓練



東京都 建設工事従事者の  
安全及び健康の確保の推進に関する  
計画について

東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課

# I 計画の根拠及び計画の策定・変更経緯

## 根拠

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（施行：平成29年3月）

- ◇ 年間約400人の建設工事従事者が建設工事現場で死亡していることなどを背景に制定
- ◇ 第9条において、  
**都道府県は、（国の）基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努めるものとする、と規定**



## 策定・変更経緯

- ◇ 東京都では、令和2年3月に計画を策定
- ◇ 計画策定後の状況変化や、令和5年6月に国の基本計画が変更されたこと等を踏まえ、**令和6年9月に計画を変更**

## II 目的及び目標

### 目的

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な**基本的な方針**や**施策**を定めるとともに、**建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進**すること

### 目標

#### 建設業における労働災害による 死亡者数（都内）

平成30年～令和4年間の5年間の  
平均死亡者数（18.8人）

**15%以上減少させる**

令和5年～令和9年間の5年間の  
平均死亡者数

#### 建設業における労働災害による 死傷者数（都内）

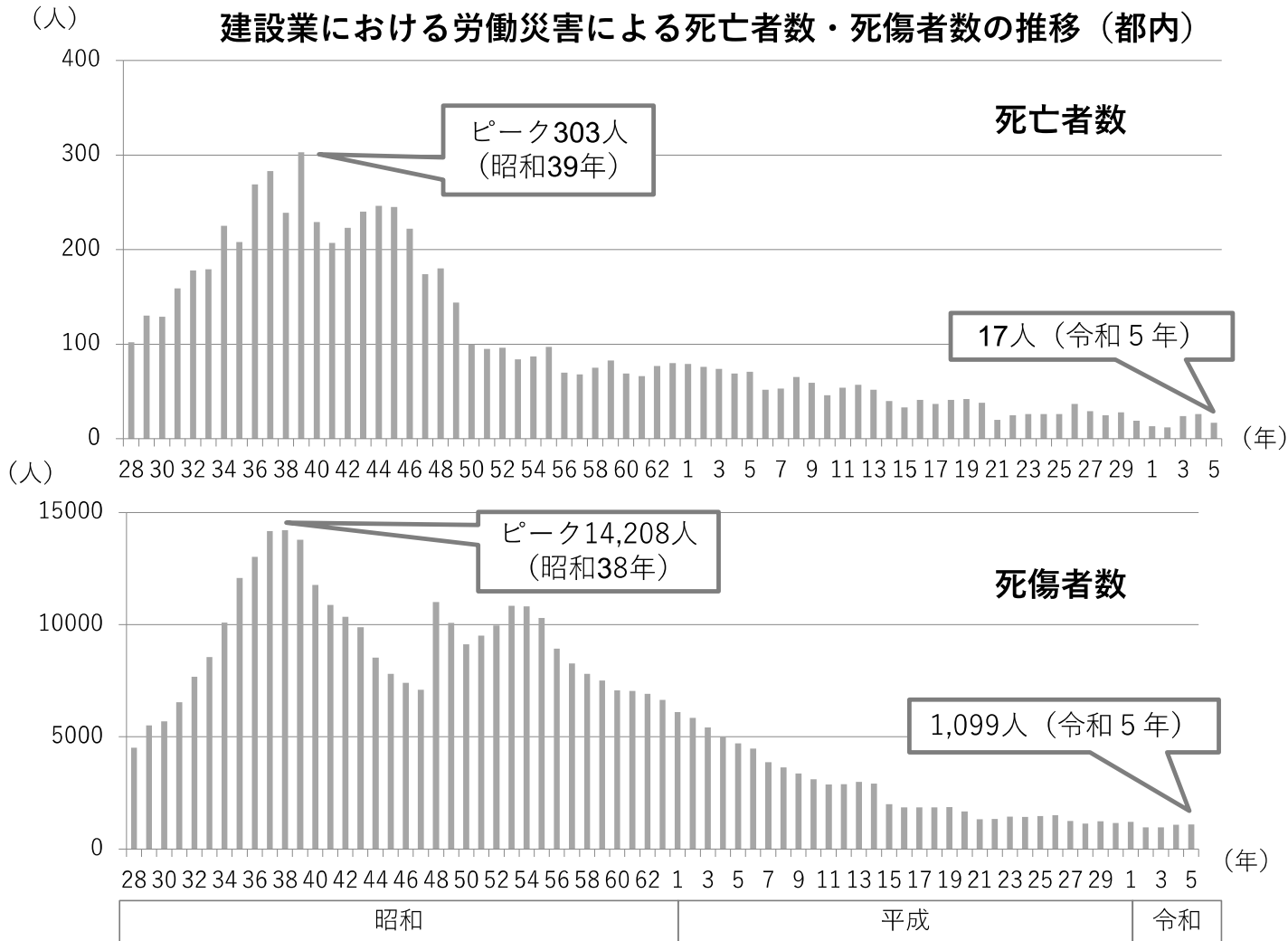
平成30年～令和4年間の5年間の  
平均死傷者数（1,084人）

**5%以上減少させる**

令和5年～令和9年間の5年間の  
平均死傷者数

※ 「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月 厚生労働省）及び  
「第9次建設業労働災害防止計画」（令和5年3月 建設業労働災害防止協会）における  
目標数値を参考に設定

# III 建設業における重大な労働災害の状況



○ 死亡者数、死傷者数は、**長期的には減少傾向**（フルハーネス型墜落制止用器具の原則義務化などが奏功）

○ しかし、都内の建設工事現場では**人員不足や余裕のない工期**等が背景と考えられる**重大事故**が発生

## IV 基本的な方針及び施策・取組（全体）

施策の基本的な方針	東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組
1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定	① 請負契約における責任体制の明確化
	② 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
2 安全及び健康が確保された施工計画等	③ 建設工事現場の安全性向上等
	④ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
	⑤ 一人親方等への対応
	⑥ 健康確保対策の強化
3 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上	⑦ 安全及び健康に関する意識の啓発
	⑧ 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善
4 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	⑨ 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

## IV 基本的な方針及び施策・取組（1 請負契約 その1）

施策の基本的な方針	東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組
1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定	① 請負契約における責任体制の明確化
	② 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
2 安全及び健康が確保された施工計画等	③ 建設工事現場の安全性向上等
	④ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
	⑤ 一人親方等への対応
3 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上	⑥ 健康確保対策の強化
	⑦ 安全及び健康に関する意識の啓発
4 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	⑧ 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善
	⑨ 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

# IV 基本的な方針及び施策・取組（1 請負契約 その2）

## 基本的な方針

請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定

## 施策・取組

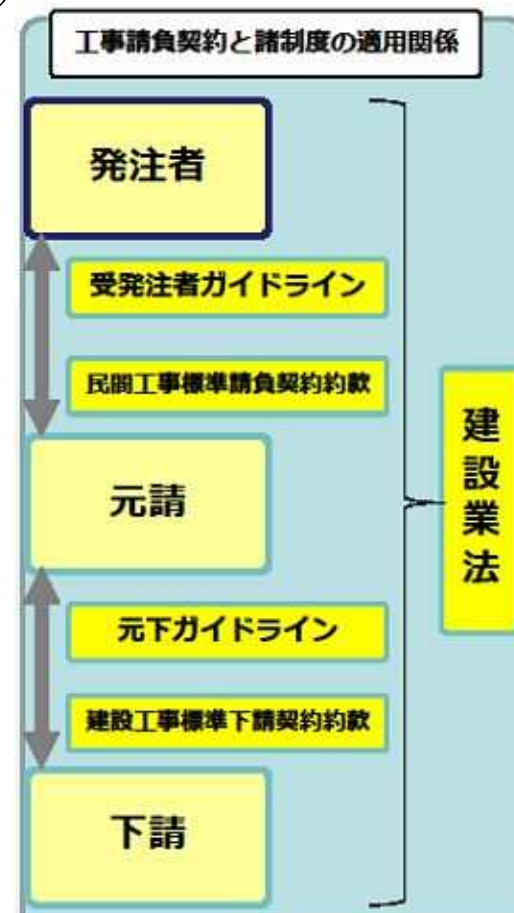
（本資料では都発注工事以外の取組を中心に記載）

### ① 請負契約における責任体制の明確化

- ◇ 請負代金の額の変更協議等について記載された「民間建設工事標準請負契約約款」等を用いた契約とするよう促す。
- ◇ 一括下請負の禁止、技術者の専任配置等、**法令遵守の徹底**を図る。
- ◇ 重層下請構造を含めた全ての建設工事における適正な施工の確保に向け、**下請負人の管理等の措置の徹底**を図る。
  - ・ 施工体制台帳等の適時適切な作成
  - ・ 施工体制の確認
- ◇ 労働安全衛生法令に基づく**安全衛生管理の徹底**を図る。
  - ・ 現場内の設備・機械等の安全確保
  - ・ 職業性疾病の防止

### ② 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定

- ◇ **安全衛生経費が適切に確保**された請負代金の額とするよう、働き掛けを実施する。
- ◇ **適正な工期の設定、工期変更**に向けた働き掛けを実施する。



出典：国土交通省 HP

## IV 基本的な方針及び施策・取組（2 施工計画等 その1）

施策の基本的な方針	東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組
1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定	① 請負契約における責任体制の明確化 ② 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
2 安全及び健康が確保された施工計画等	③ 建設工事現場の安全性向上等 ④ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 ⑤ 一人親方等への対応
3 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上	⑥ 健康確保対策の強化 ⑦ 安全及び健康に関する意識の啓発
4 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	⑧ 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善 ⑨ 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

## IV 基本的な方針及び施策・取組（2 施工計画等 その2）

### 基本的な方針

安全及び健康が確保された**施工計画等**

### 施策・取組

（本資料では都発注工事以外の取組を中心に記載）

#### ③ 建設現場の安全性の向上等

- ◇ 労働安全衛生法令に基づく指針にのっとり策定された「**建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS)**」の普及

#### ④ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ◇ 重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させる**i-Construction**の推進
- ◇ **データベース等を活用**した新技術の普及
  - ・ 国の「公共工事等における新技術活用システム (NETIS)」
  - ・ 都の「新技術情報データベース (NeTIDa)」
- ◇ 都等が実施する安全対策講習会等において**法令遵守**を徹底
  - ・ **墜落制止用器具**の使用の徹底 等

#### ⑤ 一人親方等への対応

- ◇ 労働安全衛生規則等の改正（※）を踏まえ、**一人親方等への安全及び健康の配慮**を促進
  - ※ 令和5年4月以降、一人親方にも労働者と同等の保護措置が義務付け



出典：厚生労働省HP

## IV 基本的な方針及び施策・取組（3 意識の向上 その1）

施策の基本的な方針	東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組
1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定	① 請負契約における責任体制の明確化
	② 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
2 安全及び健康が確保された施工計画等	③ 建設工事現場の安全性向上等
	④ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
	⑤ 一人親方等への対応
3 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上	⑥ 健康確保対策の強化
	⑦ 安全及び健康に関する意識の啓発
4 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	⑧ 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善
	⑨ 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

# IV 基本的な方針及び施策・取組（3 意識の向上 その2）

## 基本的な方針

建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上

## 施策・取組


（本資料では都発注工事以外の取組を中心に記載）

### ⑥ 健康確保対策の強化

- ◇ 暑さ指数の把握と、その値に応じた**熱中症予防対策**の実施を促進
- ◇ 国の「**騒音障害防止のためのガイドライン**」に基づく対策を促進
- ◇ リスクアセスメント対象の**化学物質**にばく露される程度を最小限にする取組を促進
- ◇ 石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の**石綿ばく露防止対策**の徹底
- ◇ **新興・再興感染症**の発生時等には政府方針等を踏まえ適切に対応
- ◇ **メンタルヘルスケア**の充実等の取組を推進

### ⑦ 安全及び健康に関する意識の啓発

- ◇ 都の安全対策講習会等において**能力向上教育等の原則実施**を促進
- ◇ **不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援**を促進



**STOP! 熱中症**  
**クールワークキャンペーン**

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間：4月、5月、6月、7月、8月、9月  
重点取組：7月

準備期間（4月）にすべきこと  
きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備。送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本の安全衛生コンソルチウム、一般社団法人全国警備協会、【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電機計測技術協会、【協賛】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.5)

出典：厚生労働省HP

## IV 基本的な方針及び施策・取組（4 処遇の改善等 その1）

施策の基本的な方針	東京都が総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組
1 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定	① 請負契約における責任体制の明確化
	② 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
2 安全及び健康が確保された施工計画等	③ 建設工事現場の安全性向上等
	④ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
	⑤ 一人親方等への対応
	⑥ 健康確保対策の強化
3 建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識の向上	⑦ 安全及び健康に関する意識の啓発
	⑧ 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善
4 建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	⑨ 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

# IV 基本的な方針及び施策・取組（4 処遇の改善等 その2）

## 基本的な方針

建設業の魅力の向上に向けた建設工事従事者の**処遇の改善**及び**地位の向上**

## 施策・取組

（本資料では都発注工事以外の取組を中心に記載）

### ⑧ 人材の多様化に対応した安全及び健康の確保並びに職場環境の改善

◇ 中小企業向けの「女性活躍推進助成金」により、工事現場における**女性専用トイレ・更衣室整備**等の取組を促進

◇ **外国人労働者向け教材**や**外国語を併記したピクトグラム**を用いた安全標識を周知

◇ 国の「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」に基づく取組を促進

◇ 契約の形態が**一人親方**との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、**社会保険等の加入**が必要であること等につき周知

◇ **建設キャリアアップシステム**（※）が広く活用されるよう取組を推進  
※ 技能者の資格や現場での就業履歴を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じて、中長期的に技能者の適切な処遇に繋げる仕組み

### ⑨ 建設業の魅力の向上に向けた処遇の改善や地位の向上

◇ 適正な価格や工期設定、週休二日の推進等の**働き方改革**の実現に向けた働き掛け

◇ 都作成の「**工事災害防止に向けた優良事例集**」による情報発信



建設業労働災害防止協会  
「建災防統一安全標識」  
（全21種）

## V 計画の推進体制等

### 推進体制

- ◇ 都と関係行政機関等による「**東京都建設工事従事者の安全と健康を確保する推進会議**」により、計画に定められた施策を推進

### 区市町村との連携

- ◇ 都の各局が開催する**区市町村との連絡会議の機会を捉えて、都発注工事における取組等を紹介**することなどにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保に努めていく。

東京都建設工事従事者の  
安全及び健康の確保の推進に関する計画



令和2年3月  
(令和6年9月変更)

計画全文は、都市整備局HPからご覧になれます。